

- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく基本測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく基本測量の実施 (用地課)
- さいたま都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- さいたま都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- さいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター)
- 埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額 (経営管理課)
- 県立病院の灯油 (平成 29 年度 10・11 月分) の購入に関する落札者等の公示 (経営管理課)
- 埼玉県荒川左岸南部流域下水道三崎中継ポンプ場ほか 17 施設で使用する電気に関する入札公告 (下水道事業課)

正誤

- 埼玉県告示第 894 号中訂正 (社会福祉課)

規 則

埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十号

埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則の一部を改正する規則

第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六項」を「第十七項」に改める。

第三条第一項中「第二十五条の四第十六項」を「第二十五条の四第十七項」に改める。

様式第二号及び様式第四号中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第千二百五十七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上田清司

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

平成二十九年十二月四日（月）から平成三十年一月十五日（月）まで

五 入隊時期（採用予定月）

平成三十年三月下旬から四月上旬

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成三十年一月十九日（金）

平成三十年一月二十日（土）

ロ 試験場の位置及び名称

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階）電話〇四八―八三一―六〇四

三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS-1ビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二一―六一五七)

告 示

埼玉県告示第千二百五十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

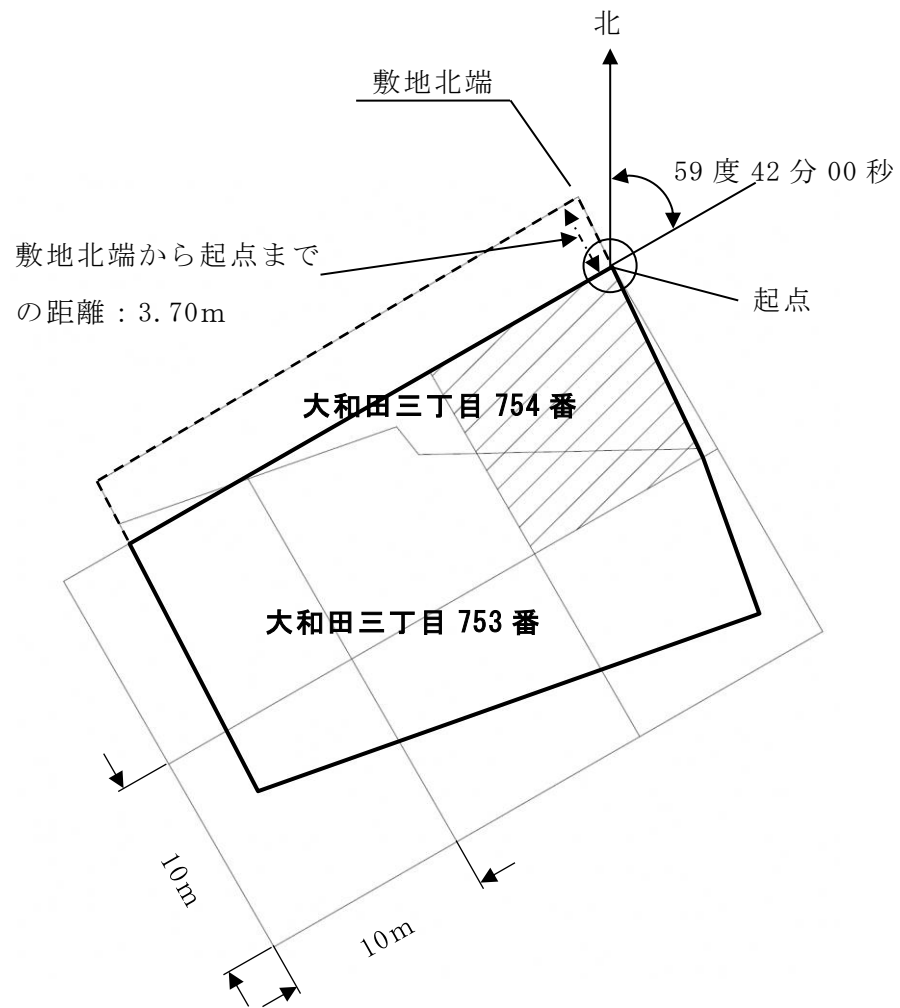
一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県新座市大和田三丁目七百五十三番の一部及び七百五十四番の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物


別図




起点


埼玉県新座市大和田三丁目 754 番の北端から敷地東側境界に沿って 3.70m の地点とする。

格子の回転角度：59 度 42 分 00 秒

 形質変更時要届出区域に指定する区域

 調査対象範囲

 敷地境界

 地番境界

告 示

埼玉県告示第千二百五十九号

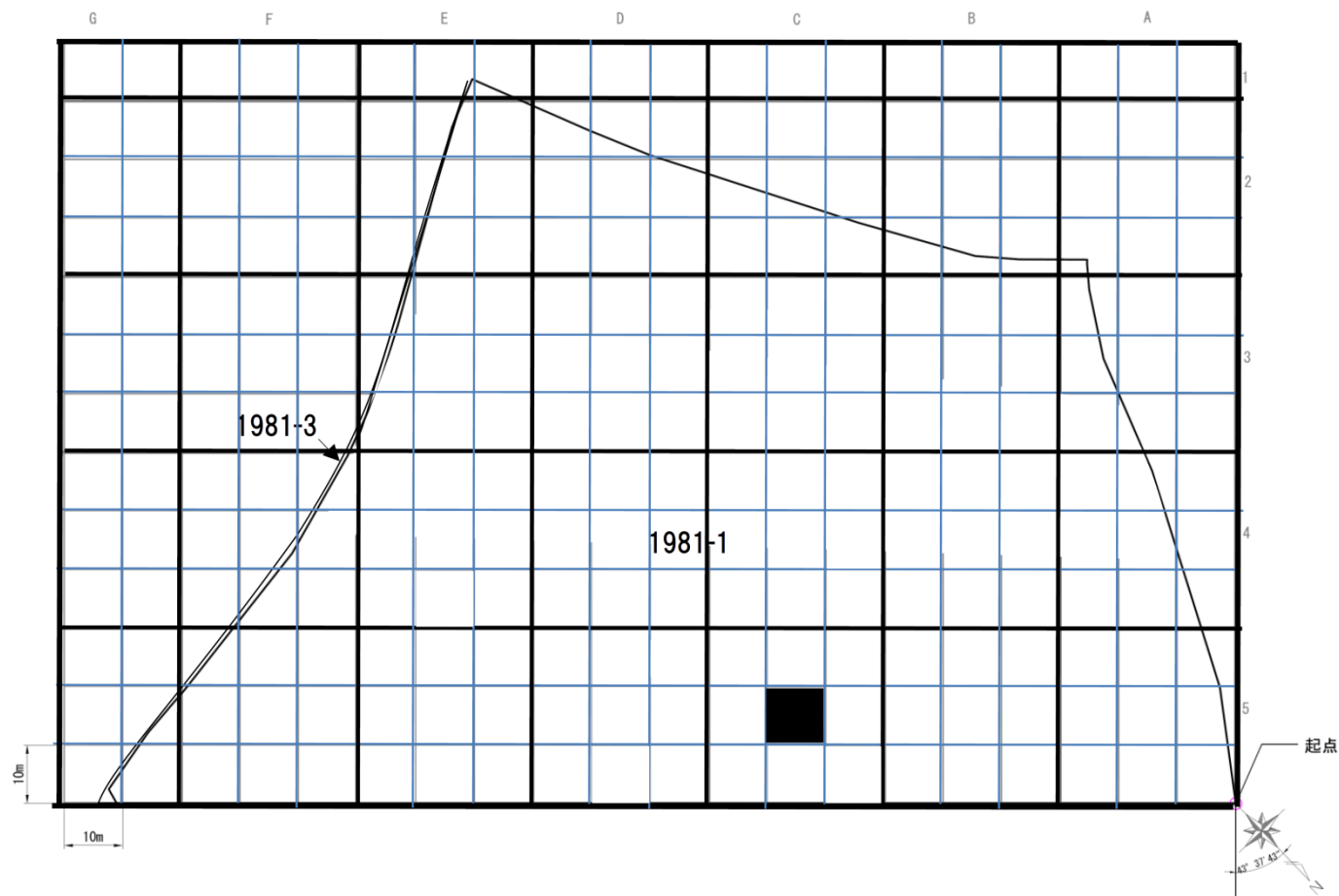
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十四年埼玉県告示第千七百六十五号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県新座市中野一丁目千九百八十一番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



起点
起点は、埼玉県新座市中野一丁目 1981 番 1 の最北端とする。

格子の回転角度
43度37分43秒
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して 10m間隔で引いた線より形成されている格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

■ 形質変更時要届出区域を解除する区画

告 示

埼玉県告示第千二百六十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県蕨市北町五丁目二千三百五十八番一の一部）

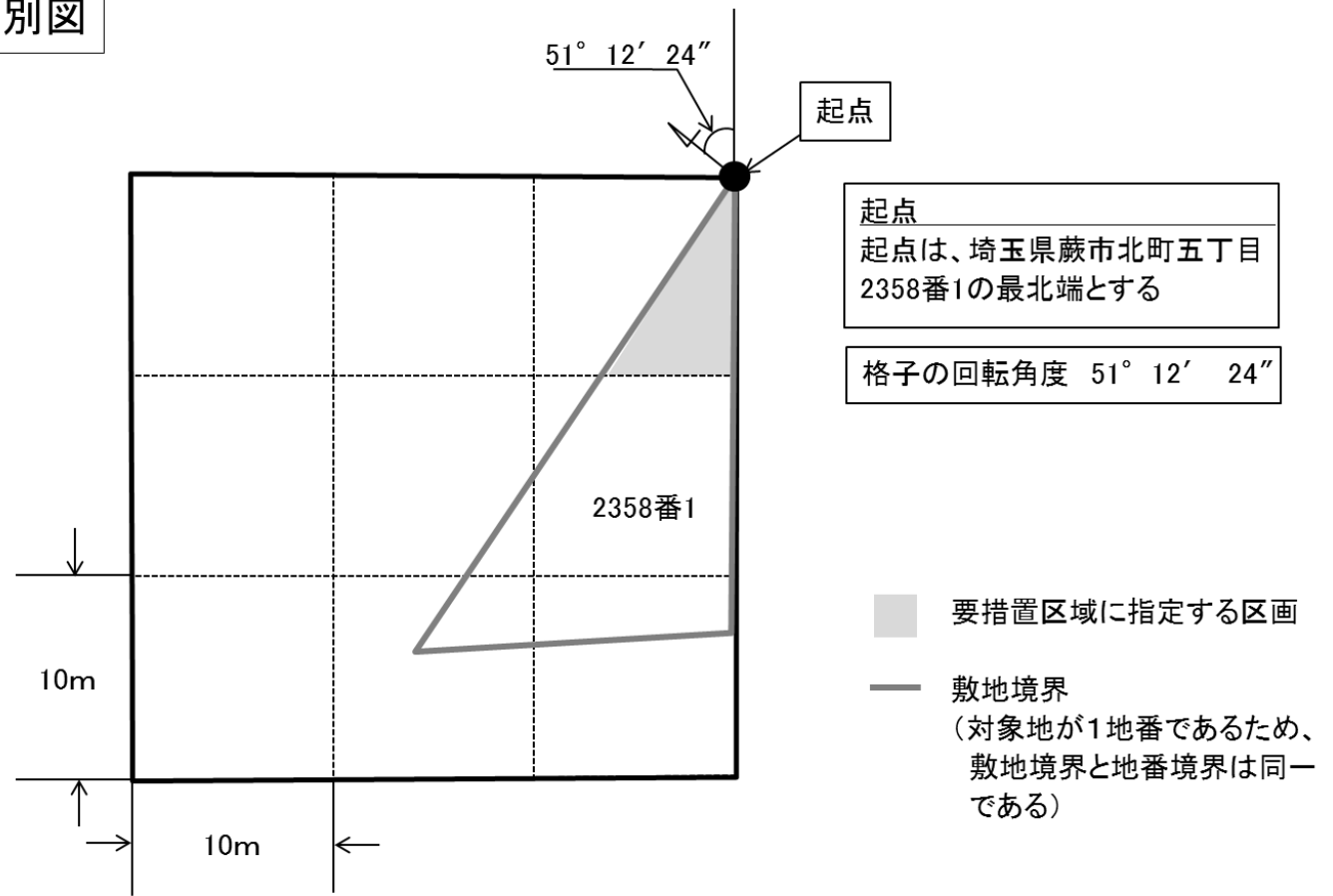
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



告 示

埼玉県告示第千二百六十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十九年十二月一日

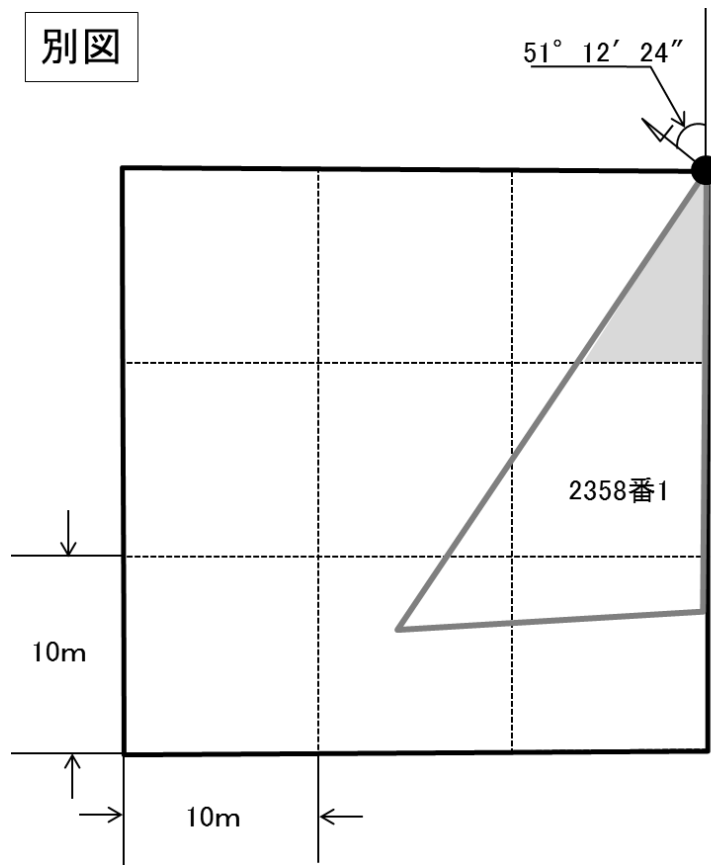
埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県蕨市北町五丁目二千三百五十八番一の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
シアン化合物

別図



起点

起点
起点は、埼玉県蕨市北町五丁目
2358番1の最北端とする

格子の回転角度 51° 12' 24''

■ 形質変更時要届出区域に指定
する区画

— 敷地境界
(対象地が1地番であるため、
敷地境界と地番境界は同一)

告 示

埼玉県告示第千二百六十二号

さいたま市からさいたま都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アリオ川口

埼玉県川口市並木元町一番十七

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八 外 計四十六者

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八 外 計四十三者

ハ 変更年月日

平成二十九年九月十五日外

ニ 届出年月日

平成二十九年十一月十四日

二 縦覧期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社イトーヨーカ堂春日部店

埼玉県春日部市中央一丁目十三番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社大塚家具 代表取締役 大塚勝久

東京都江東区有明三丁目六番十一号 外 計十者

（変更後）株式会社大塚家具 代表取締役 大塚久美子

東京都江東区有明三丁目六番十一号 外 計十者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八 外 計十六者

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八 外 計十四者

ハ 変更年月日

平成二十九年三月一日外

ニ 届出年月日

平成二十九年十一月十四日

二 縦覧期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（株）イトーヨーカ堂新店

埼玉県草加市旭町六丁目十五番三十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八 外 計五者

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八 外 計五者

ハ 変更年月日

平成二十九年三月一日外

ニ 届出年月日

平成二十九年十一月十四日

二 縦覧期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アリオ鷺宮

埼玉県久喜市久本寺字新田二百十三番四外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八 外 計六十四者

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八 外 計六十六者

ハ 変更年月日

平成二十九年九月二十一日外

ニ 届出年月日

平成二十九年十一月十四日

二 縦覧期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三郷インター複合商業施設

埼玉県三郷市上口二丁目百二十八番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八 外 計二十四者

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八 外 計二十一人

ハ 変更年月日

平成二十九年六月三十日外

ニ 届出年月日

平成二十九年十一月十四日

二 縦覧期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン吉川美南

埼玉県吉川市美南三丁目二十三―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）イオンタウン吉川美南十七街区

埼玉県吉川市美南三丁目二十三―一外

（変更後）イオンタウン吉川美南

埼玉県吉川市美南三丁目二十三―一外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）未定

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計六者

ハ 変更年月日

平成二十九年九月二十日

ニ 届出年月日

平成二十九年十一月十六日

二 縦覧期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年四月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新江川土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 佐 野 春 男 埼玉県行田市大字北河原二千五百五十二番地

告 示

埼玉県告示第千二百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北河原土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	白 根 詢	埼玉県行田市大字南河原千三十番地一
同	中 丸 傳 治	同 同 同 二千七百十八番地一

告示

埼玉県告示第千二百七十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
石橋 修	埼玉県秩父市太田千七百五十七番地	埼玉県秩父市太田字横捲千八百九十番	二、七二九
相澤 初夫	埼玉県加須市平永四百六十一番地	埼玉県加須市戸崎字城附五百五十二番ほか五筆	四、四九五
相澤 弘	埼玉県加須市馬内千四百十五番地二	埼玉県加須市馬内八百五十四番ほか十筆	七、二二三
相澤 元一	埼玉県加須市馬内千四百十四番地	埼玉県加須市馬内千三百八十九番ほか十七筆	一一、二二二
相澤 喜文	埼玉県加須市平永二百二十二番地一	埼玉県加須市馬内千五百四十四番一ほか一筆	九三七
青木 孝夫	埼玉県加須市正能五番地十四	埼玉県加須市戸崎字沼通千五百四十九番一ほか四筆	四、四三三

飯塚 鐵男	有山 博之	有山 敏雄	天沼 伸治	天沼 清	阿部 宗治	阿部 信一	阿部 倉久	秋山 美代子	秋池 明	赤坂 好生
埼玉県加須市戸崎 千四百十番地	埼玉県行田市門井 町二丁目二十四番 六十一号	埼玉県加須市馬内 四百九十二番地二	埼玉県加須市戸崎 千四百一十一番地一	埼玉県加須市戸崎 千四百四十四番地	埼玉県加須市戸崎 四百九十二番地	埼玉県加須市戸崎 三百九十一番地	埼玉県加須市騎西 五十五番地八	埼玉県加須市礼羽 六百七十八番地	埼玉県加須市内田 ヶ谷四百二十五番 地	埼玉県加須市阿良 川八百五十五番地
埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千六百八 十五番一	埼玉県加須市馬内 七百四十六番ほか 二筆	埼玉県加須市馬内 七百三十八番ほか 九筆	埼玉県加須市戸崎 字五反地千百三十 八番ほか六筆	埼玉県加須市戸崎 字五反地千百四十 番ほか一筆	埼玉県加須市戸崎 字城附五百四十八 番ほか一筆	埼玉県加須市戸崎 字城附五百四十九 番ほか十五筆	埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千七百六 十四番	埼玉県加須市馬内 千二百四十番	埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千六百八 十五番二	埼玉県加須市馬内 千六百九十一番一
四八九	一、 八〇九	八、 五〇四	七、 四〇一	一、 三八一	二、 八二八	一一、 九五二	一、 九七一	八四〇	五〇三	九四六

梅田 良江	内田 藤一	白倉 順一	今泉 光弘	今泉 隆夫	伊藤 敏也	石塚 重男	飯野 恒義	飯塚 良次	飯塚 晋弘	飯塚 治夫
埼玉県加須市馬内 千五百七十番地	埼玉県加須市馬内 四百八十九番地	埼玉県加須市戸崎 二百五十一番地	埼玉県加須市戸崎 四百五十七番地	埼玉県加須市戸崎 四百四十三番地	埼玉県加須市馬内 千一番地	埼玉県加須市馬内 千二百三十七番地	埼玉県加須市戸崎 三百一番地四	埼玉県加須市戸崎 千四百十番地	埼玉県加須市戸崎 千四百七十六番地	埼玉県加須市戸崎 千百三十番地
埼玉県加須市馬内 千五百九十二番一 ほか一筆	埼玉県加須市馬内 七百九十一番ほか 四筆	埼玉県加須市戸崎 字沼通千五百三十 九番ほか一筆	埼玉県加須市戸崎 字城附四百六十九 番ほか十筆	埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千六百三 十一番一ほか十一 筆	埼玉県加須市馬内 千二百二十七番ほ か十筆	埼玉県加須市戸崎 字五反地千八百十 七番	埼玉県加須市戸崎 字城附五百九十九 番二ほか一筆	埼玉県加須市戸崎 字沼通千四百六十 一番一ほか六筆	埼玉県加須市戸崎 字沼通千四百七十 五番ほか一筆	埼玉県加須市戸崎 字五反地千百三番 ほか十筆
一、 二四一	四、 三五八	一、 九五一	九、 九七〇	一一、 七七〇	一〇、 八五六	二、 九一三	一、 九七七	六、 七〇一	一、 六九九	一四、 四九〇

角田 純子	小櫃 利一	小野田 重子	小野田 あい子	岡安 弘	岡安 照子	大澤 治	榎本 トヨ	榎本 太英	榎本 勝雄	漆原 茂
埼玉県加須市礼羽 百七十四番地一	埼玉県加須市戸崎 千三百八十三番地 二	埼玉県加須市馬内 千五百七十一番地	埼玉県加須市馬内 千五百六十七番地	埼玉県加須市馬内 千二百九十七番地	埼玉県加須市馬内 千四百四十九番地 二	埼玉県加須市礼羽 七百二十番地	埼玉県加須市馬内 八百九十五番地	埼玉県加須市馬内 四百九十一番地二	埼玉県加須市馬内 六百六十六番地二	埼玉県加須市馬内 四百五十九番地
埼玉県加須市戸崎 字五反地千百六十 八番ほか一筆	埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千七百六 十番三ほか一筆	埼玉県加須市馬内 八百十七番ほか一 筆	埼玉県加須市馬内 八百七十一番一ほ か五筆	埼玉県加須市馬内 千百六番ほか三十 九筆	埼玉県加須市馬内 七百八十三番ほか 六筆	埼玉県加須市馬内 千七百六十二番	埼玉県加須市馬内 七百八十八番ほか 二筆	埼玉県加須市戸崎 字五反地千百八十 八番ほか二十筆	埼玉県加須市馬内 千百一番ほか十五 筆	埼玉県加須市馬内 千四百四十番
五、 九四一	四 六四	一、 二四四	三、 六五三	三〇、 二八一	五、 五六四	一、 〇〇七	一、 六九〇	一九、 四四七	一三、 三六三	一、 〇〇〇

木村 照子	木村 大輔	木村 茂賀	木村 貞男	木村 喜一	川島 正次	鎌田 洋子	鎌田 政男	鎌田 悟央	鎌田 勝義	鎌田 明
埼玉県加須市平永 九百七十番地一	埼玉県加須市馬内 千五百四十九番地 二	埼玉県加須市馬内 千四百七十七番地 三	埼玉県加須市馬内 千四百七十八番地	埼玉県加須市馬内 千五百十一番地	埼玉県加須市平永 九百五十二番地二	埼玉県加須市馬内 四百九十番地一	埼玉県加須市馬内 千九十四番地	埼玉県加須市戸崎 四百八十二番地	埼玉県加須市馬内 八百九十八番地	埼玉県加須市戸崎 四百九十三番地
埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千六百三 十八番ほか一筆	埼玉県加須市馬内 千五百五十八番ほ か一筆	埼玉県加須市馬内 八百二十四番ほか 二十七筆	埼玉県加須市馬内 八百二番ほか二十 二筆	埼玉県加須市馬内 七百九十九番一ほ か十七筆	埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千六百五 十六番	埼玉県加須市馬内 七百三十六番ほか 六筆	埼玉県加須市馬内 七百二十七番ほか 二十一筆	埼玉県加須市戸崎 字城附五百四十六 番ほか十五筆	埼玉県加須市馬内 七百三十二番ほか 八筆	埼玉県加須市戸崎 字城附五百四番一 ほか五筆
一、 八六五	四一七	一八、 四八〇	一六、 四一八	一三、 六四二	一、 三八八	三、 一〇九	一七、 一一六	一二、 一八五	五、 二二八	六、 七三九

芝崎 克行	櫻井 吉久	櫻井 明	櫻井 恒夫	坂本 正男	小山 晴男	小山 禎一	小山 一彦	小林 弘明	小林 克明	木村 玲子
埼玉県加須市戸崎 千三百七十四番地	埼玉県加須市戸崎 千三百八十五番地 一	埼玉県加須市戸崎 千五百七十一番地	埼玉県加須市戸崎 千三百八十九番地	埼玉県加須市外田 ヶ谷八十番地	埼玉県加須市馬内 千百六十八番地三	埼玉県加須市礼羽 四百三十六番地二	埼玉県加須市馬内 千百六十七番地	埼玉県加須市平永 千四十一番地	埼玉県加須市平永 千一番地	埼玉県加須市東栄 二丁目十一番二十 三号
埼玉県加須市戸崎 字名倉千三百四十 四番一ほか十四筆	埼玉県加須市戸崎 字名倉千三百二十 六番一ほか六筆	埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千六百三 十五番	埼玉県加須市戸崎 字五反地千二百四 十七番一ほか七筆	埼玉県加須市戸崎 字五反地千百九十 番	埼玉県加須市馬内 千二百三番一ほか 八筆	埼玉県加須市馬内 千二百四番ほか一 筆	埼玉県加須市馬内 千百九十七番ほか 二十筆	埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千六百四 十四番ほか二筆	埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千五百八 十九番	埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千五百九 十九番二ほか三筆
一九、八〇一	九、一二八	四八五	六、二九九	二、九一一	七、五四〇	二、〇〇一	一六、七八八	一、七二九	五四八	三、二一八

筑 洋 一	竹村 勝吉	竹澤 あい子	高橋 幸一	高橋 章	墓 祀夫	正能 榮	清水 政治	清水 弘幸	清水 弘子	清水 明
埼玉県加須市戸崎 二百七十二番地	埼玉県加須市平永 百五十九番地一	千葉県野田市次木 百三十一番地	埼玉県加須市馬内 一千五百二十六番地 一	埼玉県加須市馬内 千五百二十六番地 四	埼玉県加須市下種 足三十六番地	埼玉県加須市戸崎 千四百五十二番地 一	埼玉県加須市戸崎 千四百三十一番地 一	埼玉県加須市馬内 千五十四番地	埼玉県加須市戸崎 千四百三十一番地 一	埼玉県加須市戸崎 六百十八番地二一
埼玉県加須市戸崎 字城附五百九十三 番二ほか六筆	埼玉県加須市馬内 千九百五十五番ほ か八筆	埼玉県加須市戸崎 字五反地千百九十 一番ほか一筆	埼玉県加須市馬内 八百二十一番一ほ か八筆	埼玉県加須市戸崎 字五反地千八十番	埼玉県加須市上種 足五千四百三十六 番ほか六筆	埼玉県加須市戸崎 字五反地千八十一 番ほか十筆	埼玉県加須市戸崎 字五反地千百十五 番一ほか十一筆	埼玉県加須市馬内 千二百十四番ほか 四筆	埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千六百四 十番ほか三筆	埼玉県加須市戸崎 字城附五百五十一 番一ほか三筆
六、 三二九	六、 三九七	五、 八四六	六、 六二三	二、 九〇二	一四、 六五八	二二、 二一五	七、 二八九	二、 八八七	二、 二〇七	二、 四八四

藤間 由明	藤間 晋男	藤間 優一郎	藤間 牧雄	藤間 はつみ	藤間 云孟	藤間 弘一	藤間 一好	藤間 一彦	藤間 榮次	藤間 晃
埼玉県加須市戸崎 千四百二十一番地	埼玉県加須市戸崎 千四百十八番地一	埼玉県加須市戸崎 千五百六十二番地 一	埼玉県加須市戸崎 三百七十七番地	埼玉県加須市道地 千三百三十九番地	埼玉県加須市戸崎 千四百十八番地一	埼玉県加須市戸崎 千五百番地二一	埼玉県加須市戸崎 千四百十六番地	埼玉県加須市戸崎 千四百九十九番地	埼玉県加須市戸崎 千五百二番地二一	埼玉県加須市戸崎 千四百三十五番地
埼玉県加須市戸崎 字沼通千五百三十 一番ほか一筆	埼玉県加須市戸崎 字五反地千八百十 一番ほか十四筆	埼玉県加須市戸崎 字沼通千五百五十 四番一ほか一筆	埼玉県加須市戸崎 字城附五百五十五 番ほか五筆	埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千七百八 十二番一	埼玉県加須市戸崎 字城附五百五十五 番ほか五筆	埼玉県加須市戸崎 字沼通千五百番一 ほか五筆	埼玉県加須市戸崎 字五反地千七百番 ほか七筆	埼玉県加須市戸崎 字沼通千四百九十 四番一ほか一筆	埼玉県加須市戸崎 字沼通千四百八十 二番二ほか六筆	埼玉県加須市戸崎 字五反地千二百二 十一番ほか一筆
一、 九八八	一四、 一六八	九三三	五、 四六三	八三〇	二、 一〇六	三、 六五七	八、 一九三	一、 三九四	八、 九六一	一、 三三四

並木 正	長濱 英男	長濱 秀雄	長濱 孝文	長濱 幸一	長濱 潔	長沼 清	長嶋 祥江	長嶋 隆夫	長島 孝明	長嶋 幸子
埼玉県加須市馬内 千十六番地	埼玉県加須市平永 二百六十二番地一	埼玉県加須市馬内 千五百七十六番地 一	埼玉県加須市馬内 四百五十三番地	埼玉県加須市馬内 千五百五十一番地	埼玉県加須市平永 二百十番地一	埼玉県加須市平永 千七十番地一	埼玉県加須市戸崎 千三百六十七番地	埼玉県加須市戸崎 千六百十九番地	埼玉県加須市戸崎 千六百二十五番地	埼玉県加須市戸崎 千六百二十六番地
埼玉県加須市馬内 九百四十八番ほか 五筆	埼玉県加須市馬内 千六百三十七番ほ か十五筆	埼玉県加須市戸崎 字名倉千二百七十 二番ほか四十七筆	埼玉県加須市馬内 七百九十六番ほか 十三筆	埼玉県加須市馬内 八百二十六番一ほ か十一筆	埼玉県加須市馬内 千九百八十五番	埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千七百八 十二番二	埼玉県加須市戸崎 字名倉千三百五十 五番ほか十筆	埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千六百十 七番一ほか三筆	埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千六百八 番一ほか三筆	埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千五百九 十九番一ほか三筆
三、 八五〇	一六、 九〇三	三四、 一七六	一四、 一一二	九、 二五四	一、 一五〇	二一六	一三、 〇四六	四、 三四六	三、 五三〇	二、 六九二

福嶋 規夫	福島 多久美	福島 一雄	蛭間 裕一郎	橋本 康恵	野本 豊	野本 啓一	野原 正光	野川 良翁	根岸 哲夫	並木 弘
埼玉県加須市戸崎 千三百七十三番地	埼玉県加須市下崎 千七百七十九番地	埼玉県加須市戸崎 千二百四十五番地 二	埼玉県加須市馬内 八百八十七番地一	埼玉県加須市町屋 新田三百八十番地 一	埼玉県加須市正能 九百四番地	埼玉県加須市馬内 六百六十九番地	埼玉県加須市下崎 千九百五十五番地	埼玉県加須市馬内 千四百九十七番地	埼玉県加須市外川 四百四十七番地三	埼玉県加須市馬内 千八十七番地
埼玉県加須市戸崎 字五反地千二百六 十九番ほか七筆	埼玉県加須市戸崎 字城附五百四十七 番一ほか十五筆	埼玉県加須市戸崎 字五反地千二百四 十五番三ほか五筆	埼玉県加須市戸崎 字五反地千百七十 一番ほか二筆	埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千六百五 番一	埼玉県加須市戸崎 字五反地千八十七 番	埼玉県加須市馬内 千二百二十八番ほか 三筆	埼玉県加須市戸崎 字五反地千八十二 番ほか五筆	埼玉県加須市戸崎 字五反地千百七十 番ほか三十八筆	埼玉県加須市外川 字松原三百二十五 番一ほか二筆	埼玉県加須市馬内 千百十五番ほか三 十七筆
八、 三二九	一六、 八〇〇	四、 六五四	四、 四二四	九六五	七七〇	二、 七二一	六、 八六一	三二、 九二〇	三、 八八三	二八、 八五八

矢澤 建一	森戸 政己	村田 吉弘	三枝 義司	松本 清	松本 勘一	松村 進一	松村 貴代一	松村 和夫	増田 政司	福島 正
埼玉県加須市平永 四十三番地一	埼玉県加須市飯積 千七百七十九番地	埼玉県加須市戸崎 三百三十七番地	埼玉県加須市戸崎 四百五十八番地	埼玉県加須市礼羽 六百十九番地三	埼玉県加須市阿良 川四百五十三番地 一	埼玉県加須市道地 千三百五十七番地	埼玉県加須市道地 千四百二十二番地	埼玉県加須市馬内 千五百七十七番地	埼玉県加須市馬内 八百八十八番地	埼玉県加須市戸崎 千二百四十三番地 一
埼玉県加須市戸崎 字名倉千三百三十 七番一	埼玉県加須市小野 袋字新田五十番ほ か六筆	埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千七百七 十六番三	埼玉県加須市戸崎 字城附四百三十三 番一ほか六筆	埼玉県加須市馬内 千七百六十八番	埼玉県加須市馬内 千八百八十二番一	埼玉県加須市戸崎 字城附四百三十番 一	埼玉県加須市戸崎 字五反地千八十九 番ほか四筆	埼玉県加須市馬内 八百四十六番ほか 八筆	埼玉県加須市馬内 八百四十二番ほか 十九筆	埼玉県加須市戸崎 字五反地千二百十 九番ほか二筆
六六三	五、 五六三	五〇〇	六、 〇五四	一、 〇〇八	九四七	四五八	一〇、 六六〇	六、 八八〇	一一、 九一二	一、 七五一

渡邊 克行	夢川 博朗	夢川 和幸	有限会社早川農 場	有限会社小山農 産	山中 和	山中 延治	柳澤 ゆき	柳澤 保	柳澤 志晋	柳澤 一郎
埼玉県加須市戸崎 百二十一番地	埼玉県加須市平永 百二十三番地一	埼玉県加須市平永 二十七番地一	埼玉県加須市平永 八百二十三番地の一	埼玉県加須市馬内 千七十九番地	埼玉県加須市馬内 六百六十一番地	埼玉県加須市馬内 六百六十三番地	埼玉県加須市戸崎 千六百二十九番地	埼玉県加須市戸崎 千四百三十八番地 二	埼玉県加須市戸崎 千三百七十二番地 一	埼玉県加須市戸崎 千三百八十番地
埼玉県加須市戸崎 字城附五百九十三 番一ほか五十二筆	埼玉県加須市馬内 千九百六十三番ほ か二筆	埼玉県加須市馬内 千九百九十五番ほ か七筆	埼玉県加須市戸崎 字城附五百二番一 ほか二十九筆	埼玉県加須市戸崎 字五反地千百一 番一ほか二百二十八 筆	埼玉県加須市馬内 千二百十七番ほか 十二筆	埼玉県加須市馬内 七百二十五番ほか 二十九筆	埼玉県加須市戸崎 字名倉千三百五十 一番ほか二筆	埼玉県加須市戸崎 字元屋敷千六百四 十二番一	埼玉県加須市戸崎 字名倉千三百四十 番ほか一筆	埼玉県加須市戸崎 字名倉千三百三十 三番ほか二筆
六三、 一七八	三、 〇〇五	三、 七五二	二六、 三七二	一九二、 六九〇	一〇、 四六一	二四、 四八六	二、 五六二	一三 一	四、 一六五	六、 四三六

上野 幸作	岩附 良子	岩附 吾明	石川 友良	有限会社神扇農業機械化センタ	植竹 一寿	株式会社いるま野アグリ	株式会社CTI フロンティア	株式会社ヤオコ	大塚 栄一	渡邊 忠志
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾二千二百二十二番地	埼玉県比企郡滑川町大字福田二百六番地	埼玉県比企郡滑川町大字福田二百二番地	埼玉県比企郡滑川町大字福田二千百十三番地二	埼玉県幸手市大字神扇千五百七十番地	埼玉県幸手市大字天神島八百五十五番地	埼玉県富士見市みどり野北七十六番地	東京都中央区日本橋浜町三丁目二十一番一号	埼玉県川越市脇田本町一番地五	埼玉県春日部市櫛十九番地	埼玉県加須市馬内六百十七番地
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字平谷二千三十三番一ほか三筆	埼玉県比企郡滑川町大字福田字中両表八十二番二ほか一筆	埼玉県比企郡滑川町大字福田字上両表三十番ほか四筆	埼玉県比企郡滑川町大字福田字上両表七十一番一ほか三筆	埼玉県幸手市大字上吉羽字屋敷前三百八十六番ほか三筆	埼玉県幸手市大字神明内字小海七百七十六番ほか十一筆	埼玉県富士見市みどり野北二十七番ほか二十七筆	埼玉県久喜市菖蒲町柴山枝郷字神ノ木千四百四十番一ほか八筆	埼玉県狭山市柏原字下双木千三百二十五番ほか四筆	埼玉県春日部市神間字木塚六百十三番ほか十一筆	埼玉県加須市戸崎字五反地千五百十九番一ほか六筆
三、七七八	一三一	三、五七三	二、八三三	七、八九九	一四、三九九	六八、四八二	五、二一四	九、一九〇	一〇、九三四	八、五三六

小林 勝正	小林 勝男	小林 生教	栗原 富男	栗原 重夫	栗原 健一	栗原 逸夫	神山 昌美	神山 家立	上 靖男	小高 俊男
埼玉県比企郡滑川 町大字福田二百四 十一番地	埼玉県比企郡滑川 町大字福田二百二 十九番地八	埼玉県比企郡滑川 町大字福田二百十 番地	埼玉県比企郡滑川 町大字福田二百七 十三番地二	埼玉県比企郡滑川 町大字福田二百四 十五番地	埼玉県比企郡滑川 町大字福田千七百 二十七番地四	埼玉県比企郡滑川 町大字福田千七百 九十三番地二	埼玉県比企郡滑川 町大字福田三千三 百二十四番地	埼玉県比企郡滑川 町大字福田三千二 百八十番地	埼玉県比企郡滑川 町大字福田千三百 六十四番地	埼玉県比企郡滑川 町大字福田五百三 十三番地
埼玉県比企郡滑川 町大字福田字上両 表十二番ほか六筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字上両 表六十七番一ほか 一筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字上両 表六十八番二ほか 四筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字中両 表九十六番一	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字上両 表十五番一ほか七 筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字上両 表三十五番ほか六 筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字上両 表四十二番一	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字上両 表二十五番一ほか 十三筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字中両 表百二十五番一ほ か七筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字上両 表四十三番一ほか 五筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字大木 前四百八十三番一 ほか十筆
四、三一 一	三、二二 八	四、三四 五	三三四	三、二二 一	九、八五 〇	二六〇	一一、四四 一	五、五一 〇	四、二八 一	八、〇一 三

須澤 豊	須澤 健夫	須澤 隆	須澤 喜一	須澤 郁夫	白根 幸夫	島田 寿男	紫藤 昇	小林 幸夫	小林 倍子	小林 俊夫
埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾二千三百 十一番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾二千三百 十六番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾二千三百 五十六番地二	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾二千三百 十三番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾四千八百 八十六番地三	埼玉県比企郡滑川 町大字福田二十六 番地一	埼玉県比企郡滑川 町大字福田千八百 六番地二	埼玉県比企郡滑川 町大字菅田百八十 五番地	埼玉県比企郡滑川 町大字福田百六十 二番地二	埼玉県比企郡滑川 町大字福田百七十 八番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾二千三百 九十八番地
埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字唐子 二千三百八十九番 ほか四筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字吉田 二千二百八十一番 ほか三筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字吉田 二千七百七十四番二 ほか三筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字大谷 二千二百六十五番 一ほか六筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字吉田 二千二百四十二番 ほか二筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字上両 表二十九番ほか四 筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字上両 表十九番ほか二筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字芝山 千八百三十番一ほ か一筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字上両 表六十九番ほか二 十四筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字上両 表五十三番一	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字唐子 二千三百八十六番 ほか二筆
六、 四五九	三、 八一五	四、 二五八	五、 二三二	一、 六八六	四、 二六五	一、 六六一	一、 一三五	二〇、 一二八	五八一	四、 四一八

石塚 泰弘	青木 邦夫	柳 芳政	森田 泰雄	森田 宗男	根岸 秀雄	西澤 泉	長島 富男	高柳 幸夫	鈴木 和市	鈴木 理之
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷千七百十四番地二十八	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷺巣三百六十二番地二一	埼玉県比企郡滑川町大字福田千五百四十三番地	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾二千二百九十七番地	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾二千四百五十七番地	埼玉県比企郡滑川町大字福田五百三十四番地三	埼玉県比企郡滑川町大字伊古百五十九番地二	埼玉県比企郡滑川町大字福田四百四十七番地三	埼玉県比企郡滑川町大字福田千五十七番地三	埼玉県比企郡滑川町大字山田二千二百七番地	埼玉県比企郡滑川町大字福田五百八十九番地一
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字荒田千七百十三番ほか六筆	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷺巣字堀口三十五番ほか十一筆	埼玉県比企郡滑川町大字福田字上両表七十二番	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字大谷二千三百二番二ほか四筆	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字唐子二千四百七番二ほか二筆	埼玉県比企郡滑川町大字福田字大木前四百九十二番一ほか五筆	埼玉県比企郡滑川町大字福田字芝山千八百七十七番一ほか二十一筆	埼玉県比企郡滑川町大字福田字腰巻前三百七十一番一ほか一筆	埼玉県比企郡滑川町大字福田字大木前四百八十九番四ほか二十四筆	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字大谷二千二百六十九番一ほか三十九筆	埼玉県比企郡滑川町大字福田字上両表三十二番ほか四筆
一一、四六九	一〇、四六〇	一、三三七	五、三三三	二、一九一	二、七一三	一四、八二五	一、三五三	九、一四七	二七、八五七	四、一七三

日下部 悦雄	川島 昇	加藤 嘉一	折原 敏雄	折原 重信	折原 上巳	上原 一夫	井上 ミヤ	井上 實	井上 莊	井上 清一
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野千三百番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽八百十二番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽二百七十一番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野千四百四十三番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野千七百七十番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野百九十番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字椿五百二十二番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野三百七十九番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野九百六十九番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野三百四十二番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野九百六十九番地
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字堂ノ下千三百二十七番ほか四筆	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字大塚百五十六番ほか六十四筆	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽百五十七番	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字主殿新田裏千六十九番一ほか五筆	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字道六神九百八十三番ほか十八筆	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字堂ノ下千三百二十五番ほか一筆	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字椿五百二十七番ほか七筆	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字堂之千二百九十二番一ほか九筆	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字道六神九百十八番ほか五筆	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字道六神九百九番一ほか十筆	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字道六神九百五番ほか九筆
四、〇二一	一〇五、六六八	一、九九八	四、六一四	一三、六七六	一、九八二	一八、九八二	三、二六九	三、〇六六	六、一二六	九、二二七

深井 政男	平井 清次郎	平井 勝美	濱田 茂	高橋 栄太郎	高館 成行	高崎 勇	鈴木 徳男	後藤 勇	栗原 茂雄	栗原 源
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西一丁目十四番地五	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野二百九十六番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野三百四十三番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根九百八十七番地一	埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸一丁目二番二十五号	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字茨島九百四十六番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷二百六十一番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野千七百九十番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字大島百六十二番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野三百六十四番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野三百六十一番地一
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字堂ノ下千三百五十一番ほか二筆	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字堂埜下千三百十九番一ほか六筆	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字主殿新田千番ほか十三筆	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字大堀九百十五番ほか六筆	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字佐内新田裏千八百九十八番	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字道六神八百九十七番ほか十筆	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根百五十三番ほか一筆	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字佐内新田裏千八百番ほか五十九筆	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字主殿新田裏千六十三番一ほか二十七筆	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字堂之下千二百九十八番一ほか四筆	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字主殿新田千九十九番一ほか三筆
二、六五四	四、四二四	九、一五七	七、六九〇	一、二五九	八、八七八	二、二二五	三四、四七五	一九、四五八	四、五〇七	二、三一七

船橋 英男	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野三番地 百八十番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字堂ノ下千三百二十三番一ほか二筆	一、九五五
増田 精治	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字大島二百七十一番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字佐内新田裏千八百六十六番ほか十二筆	一二、四二五
山口 哲夫	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字深輪四百八十三番地一	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字深輪六百三十二番ほか二筆	七、〇八二
山本 隆雄	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字佐左エ門五百二十九番地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字佐左エ門千四百三十五番ほか十三筆	三〇、五九〇

二 申請年月日

平成二十九年十一月十五日、十一月二十七日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十九年十二月一日から平成二十九年十二月十五日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告示

埼玉県告示第千二百七十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
新井 博行	埼玉県川越市大字 平塚十七番地	埼玉県川越市大字 下小坂字向井七百 七十六番二ほか十 二筆	一一、八九六
岡部 昭十郎	埼玉県川越市大字 下小坂六百五十七 番地	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕二 百八十三番一ほか 二筆	二、九〇一
小田 輝男	埼玉県川越市大字 下小坂五百八十八 番地一	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕七 百三十六番一ほか 五筆	四、七一九
栗原 清	埼玉県川越市大字 下小坂六百七十七 番地	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕二 百七十五番一	一、七七三
関根 稔	埼玉県川越市大字 下小坂六百十五番 地二	埼玉県川越市大字 下小坂字田八夕二 百九十五番一ほか 四筆	五、一二二
勢 茂治	埼玉県川越市大字 鯨井百四十一番地	埼玉県川越市大字 下小坂字向井八百 十四番一ほか二十 三筆	二三、三一〇
沼田 敏明	埼玉県川越市大字 下小坂千十七番地 一	埼玉県川越市大字 平塚字宇の木二百 五十九番一	九六一

齊藤 一美	齋藤 一夫	齋藤 明	小林 浪子	日下部 光好	内田 隆	矢部 鈴江	増田 日出雄	増田 輝一	増田 昭	平野 俊雄
埼玉県加須市根古屋六百五十四番地十三	埼玉県加須市外川四百五十六番地一	埼玉県加須市外川四百五十三番地八	埼玉県加須市外川四百五十四番地一	埼玉県加須市外川四百六十一番地二	埼玉県加須市外川八十九番地	埼玉県川越市大字平塚新田二番地	埼玉県川越市大字下小坂六百六十四番地二	埼玉県川越市大字下小坂六百五十五番地	埼玉県川越市大字下小坂七百十五番地	埼玉県川越市大字下小坂千十三番地
埼玉県加須市外川字松原二百六十八番ほか一筆	埼玉県加須市外川字松原二百四十九番一ほか八筆	埼玉県加須市外川字松原二百四十四番ほか二筆	埼玉県加須市外川字松原二百八十五番	埼玉県加須市外川字松原三百番ほか四筆	埼玉県加須市外川字松原二百五十二番一ほか十一筆	埼玉県川越市大字下小坂字向井八百六十八番一ほか十筆	埼玉県川越市大字下小坂字田八夕七筆	埼玉県川越市大字下小坂字田八夕二筆	埼玉県川越市大字下小坂字田八夕二百七十七番一筆	埼玉県川越市大字下小坂字向井七百八十二番一ほか十五筆
一、九九三	一〇、七四九	三、〇〇四	九九九	六、六〇四	一〇、六七九	九、六九〇	二、六九三	八、二四二	二二五	一六、六二三

渡邊 茂	渡邊 憲一	森戸 政己	萩原 敏治	根岸 哲夫	中村 悟	利根川 繁生	谷山 栄一	関根 栄治	佐藤 三郎	齋藤 茂雄
埼玉県加須市外川 九十一番地	埼玉県加須市飯積 五百五十番地一	埼玉県加須市飯積 千七百七十九番地	埼玉県加須市外川 四百五十二番地六	埼玉県加須市外川 四百四十七番地三	埼玉県加須市外川 四百六十一番地一	埼玉県加須市飯積 千八十一番地	埼玉県加須市外川 四百五十三番地二 十一	埼玉県加須市根古 屋百五十番地	埼玉県加須市飯積 三百九十三番地三	埼玉県加須市外川 四百五十五番地十
埼玉県加須市外川 字松原二百四十三 番ほか六筆	埼玉県加須市飯積 字五反田八百十番	埼玉県加須市麦倉 字本村南六百四十 七番ほか二筆	埼玉県加須市外川 字松原二百八十四 番ほか三筆	埼玉県加須市外川 字松原二百四十五 番一ほか十一筆	埼玉県加須市外川 字松原二百五十九 番一ほか七筆	埼玉県加須市飯積 字五反田七百十五 番	埼玉県加須市外川 字松原二百五十番 一ほか七筆	埼玉県加須市外川 字松原二百七十六 番ほか一筆	埼玉県加須市飯積 字本村二百三十八 番ほか一筆	埼玉県加須市外川 字松原二百六十七 番ほか六筆
一一、 四二〇	一、 二五二	二、 三四九	二、 七八三	一一、 七七六	六、 八七一	二一四	五、 八二一	一、 六八八	三、 七二一	六、 三四四

新井 透	新井 勉	新井 武夫	荒井 進	荒井 いと	アサヒ農研株式 会社	アグリグリーン 株式会社	秋山 岩夫	秋谷 保	株式会社 uVi Le F	渡邊 正昭
埼玉県鴻巣市安養 寺六十九番地	埼玉県鴻巣市安養 寺四百三十三番地	埼玉県鴻巣市安養 寺三百三十三番地	埼玉県鴻巣市笠原 七百九十八番地二	埼玉県鴻巣市笠原 八百三十番地	埼玉県鴻巣市北根 千六百四十三番地	埼玉県久喜市菖蒲 町小林三千四百十 一 番地一	埼玉県鴻巣市笠原 八百十番地一	埼玉県鴻巣市宮前 百十四番地	東京都千代田区飯 田橋三丁目六番八 号	埼玉県加須市外川 百十二番地
埼玉県鴻巣市安養 寺字砂場九十一番 一ほか二十筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字大柳七百三十 番一ほか十六筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦四百七十 二番一ほか十二筆	埼玉県鴻巣市笠原 字沖埜二百三十八 番一ほか八筆	埼玉県鴻巣市笠原 字水押六十二番一 ほか十筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根三百八十一 番一ほか二十七筆	埼玉県鴻巣市関新 田字五番五百七十 八番一ほか二十二 筆	埼玉県鴻巣市笠原 字沖埜二百六十三 番一ほか八筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田五ノ割二千 五百六十五番	埼玉県東松山市大 字上唐子字大田二 十八番一ほか九筆	埼玉県加須市外川 字松原三百十二番 ほか五筆
一八、 一二七	一二、 五六八	一〇、 三二二	四、 七〇〇	九、 〇〇三	二七、 四一六	一七、 三六二	七、 二五四	六七七	一一、 六三九	六、 七三八

飯塚 ヒロ子	飯塚 隆	安藤 伸雄	安藤 精一	安藤 修一	安藤 一男	荒井 宏	荒井 秀雄	荒井 英昭	荒井 一	新井 延仁
埼玉県久喜市菖蒲町上栢間四千三百八十六番地	埼玉県久喜市菖蒲町上栢間三千八百七十四番地	埼玉県鴻巣市笠原二千七百八十五番地	埼玉県鴻巣市笠原二千六百十二番地の一	埼玉県鴻巣市笠原千八百九十三番地一	埼玉県鴻巣市笠原二千七百二十番地	埼玉県鴻巣市笠原四百六十二番地	埼玉県鴻巣市笠原五百七番地	埼玉県鴻巣市郷地四百八十番地	埼玉県鴻巣市笠原四百五十八番地二一	埼玉県鴻巣市郷地百三十番地
埼玉県鴻巣市笠原字水押三十五番一ほか九筆	埼玉県鴻巣市笠原字水押八十三番ほか六筆	埼玉県鴻巣市笠原字長田苗二千三百二十六番二ほか八筆	埼玉県鴻巣市笠原字下手千七百九十五番一ほか三十一筆	埼玉県鴻巣市笠原字五反田二千三十五番二ほか十五筆	埼玉県鴻巣市笠原字下根二千七百四十三番一ほか八筆	埼玉県鴻巣市笠原字沖埜三百二十七番一ほか五筆	埼玉県鴻巣市笠原字沖埜二百四十七番一ほか十筆	埼玉県鴻巣市郷地字主計屋敷千四百四十一番一ほか四筆	埼玉県鴻巣市笠原字二貫野四百二十番一ほか五筆	埼玉県鴻巣市郷地字中谷千九百五十七番ほか四筆
六、二六九	五、四四〇	七、一五三	二四、二二五	一一、五六七	七、二七五	三、〇二八	七、四九二	四、〇五七	三、八七二	二、八九四

石井 政和	石井 友康	石井 喜吉	石井 喜悦	石井 和美	石井 修	石井 英一	石井 阿や子	飯野 美寿	飯野 康	飯塚 光夫
埼玉県久喜市菖蒲町上栢間三千八百三十四番地	埼玉県久喜市菖蒲町上栢間四千二百十二番地	埼玉県久喜市菖蒲町上栢間四千零八十一番地	埼玉県久喜市菖蒲町上栢間四千三十七番地	埼玉県久喜市菖蒲町上栢間四千二百二番地	埼玉県久喜市菖蒲町上栢間四千零八十四番地	埼玉県久喜市菖蒲町上栢間四千六百六十九番地	埼玉県久喜市菖蒲町上栢間四千百二十二番地	埼玉県鴻巣市郷地五百三十六番地	埼玉県鴻巣市郷地四百九番地	埼玉県久喜市菖蒲町上栢間四千二百六十八番地
埼玉県鴻巣市笠原字水押七十二番	埼玉県鴻巣市笠原字水押九十五番ほか五筆	埼玉県鴻巣市笠原字水押三十九番一ほか一筆	埼玉県鴻巣市笠原字水押五十五番ほか四筆	埼玉県鴻巣市笠原字水押百一番一	埼玉県鴻巣市笠原字水押七十九番ほか二筆	埼玉県鴻巣市笠原字水押三十六番一ほか二筆	埼玉県鴻巣市笠原字水押八十二番	埼玉県鴻巣市郷地字本戸五百九十八番一ほか二十四筆	埼玉県鴻巣市安養寺字馬王千七百七十五番一ほか二十五筆	埼玉県鴻巣市笠原字水押七十一番ほか四筆
九九一	一、五〇八	一、七八四	一、九八一	一九八	二、九三三	二、二〇〇	九九一	一八、七七〇	二二、〇二一	四、四六六

岩崎 和雄	今井 美代子	今井 健	伊藤 喜賢	伊藤 二三男	伊藤 輝一	伊藤 健	伊藤 孝道	伊藤 好	伊藤 清	伊藤 勝巳
埼玉県鴻巣市郷地 二千五百六番地	埼玉県鴻巣市郷地 四百二十四番地一	埼玉県鴻巣市郷地 四百五十四番地	埼玉県鴻巣市笠原 八百七十一番地	埼玉県鴻巣市箕田 六十四番地一	埼玉県鴻巣市笠原 千六百八十七番地	埼玉県鴻巣市上谷 八百番地の一	埼玉県鴻巣市笠原 八百十九番地	埼玉県鴻巣市箕田 五十三番地	埼玉県鴻巣市前砂 六百八十一番地	埼玉県鴻巣市安養 寺八十一番地
埼玉県鴻巣市笠原 字堂通六千四十九 番ほか一筆	埼玉県鴻巣市郷地 字柳内千三百七十 二番一ほか二十一 筆	埼玉県鴻巣市郷地 字三谷四百八十六 番二ほか十五筆	埼玉県鴻巣市笠原 字水押九番一ほか 二十二筆	埼玉県鴻巣市小谷 字老耕地百八十九 番二ほか一筆	埼玉県鴻巣市笠原 字沼向七百三十六 番ほか二筆	埼玉県鴻巣市笠原 字沼向七百七十番 一ほか七筆	埼玉県鴻巣市笠原 字水押七十五番一 ほか十五筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字大柳八百三十 八番一	埼玉県鴻巣市前砂 字中六百七十九番 ほか一筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字砂場九十番一 ほか十四筆
四、五〇二	一七、五一一	一四、七〇六	一〇、六八六	一、二四三	一、四八〇	六、〇六二	一一、一〇五	九七〇	二、八八六	九、九三六

江原 春夫	江原 武雄	江原 きみ	卯月 良治	内田 義明	上杉 穰	岩崎 好男	岩崎 隆夫	岩崎 新一	岩崎 幸一	岩崎 金生
埼玉県鴻巣市笠原 地二千九百三十四番	埼玉県鴻巣市笠原 地二千八百八十八番	埼玉県鴻巣市笠原 地二千九百三十四番	埼玉県鴻巣市滝馬 室六百六十一番地	埼玉県久喜市菖蒲 町上栢間四千百一 番地	埼玉県鴻巣市糠田 二千六十番地の一	埼玉県鴻巣市笠原 地二千九百九十四番地 二	埼玉県鴻巣市郷地 地二千六百七十三番	埼玉県鴻巣市郷地 地二千六百八十六番 地二	埼玉県鴻巣市笠原 地二千四百九十一番	埼玉県鴻巣市郷地 地二千六百七十一番
埼玉県鴻巣市笠原 字土腐二千六百七 十二番ほか八筆	埼玉県鴻巣市笠原 字社口千八百四十 七番一	埼玉県鴻巣市笠原 字長田苗二千三百 六十四番一ほか一 筆	埼玉県鴻巣市郷地 字柳原千二百五十 五番	埼玉県鴻巣市笠原 字水押七十三番ほ か一筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田式ノ割千八 百八十七番ほか九 筆	埼玉県鴻巣市笠原 字沼向千六百十五 番一ほか五十一筆	埼玉県鴻巣市笠原 字沼向千六百十四 番一ほか十九筆	埼玉県鴻巣市笠原 字二貫野五百三十 番一ほか百十四筆	埼玉県鴻巣市郷地 字小宮浦二千四百 八十四番三ほか五 筆	埼玉県鴻巣市笠原 字堂通六千四番ほ か二十二筆
七、七二四	三九一	一、九一八	二九七	一、九八二	一二、五六五	六〇、五〇二	一八、四〇五	五七、五七二	四、〇八四	一九、七八〇

大野 喜美代	大塚 實	大塚 英夫	大塚 俊明	大塚 進	大澤 文男	大澤 春雄	遠藤 利明	江原 真	江原 浩昭	江原 治夫
埼玉県鴻巣市郷地 五百十一番地	埼玉県鴻巣市笠原 八百一番地一	埼玉県鴻巣市笠原 二千九百五十八番 地	埼玉県鴻巣市笠原 四百五十六番地	埼玉県鴻巣市笠原 三千六十九番地二	埼玉県鴻巣市郷地 七百八十八番地	埼玉県鴻巣市郷地 七百八十八番地	埼玉県鴻巣市小谷 七百九十四番地	埼玉県鴻巣市笠原 二千八百八十八番 地	埼玉県鴻巣市前砂 三百五十九番地	埼玉県鴻巣市笠原 千四百三十四番地
埼玉県鴻巣市郷地 字本戸六百二番一 ほか四筆	埼玉県鴻巣市笠原 字水押百五十一番 ほか三筆	埼玉県鴻巣市笠原 字五反田千九百九 十七番一ほか二十 一筆	埼玉県鴻巣市笠原 字沖埜二百六十九 番一ほか十八筆	埼玉県鴻巣市笠原 字沖埜三百十八番 ほか二十四筆	埼玉県鴻巣市郷地 字柳原千二百四十 二番ほか一筆	埼玉県鴻巣市郷地 字本戸六百四十九 番一ほか十七筆	埼玉県鴻巣市小谷 字老耕地百五十六 番	埼玉県鴻巣市笠原 字社口千八百六十 一番二ほか七筆	埼玉県鴻巣市前砂 字宮脇四百六十二 番ほか七筆	埼玉県鴻巣市笠原 字長田苗二千二百 九十五番一ほか九 筆
三、 五七 一	二、 一二 七	一四、 六一 七	八、 四三 三	一八、 〇六 九	一、 四八 六	一五、 四四 八	二、 六五 七	六、 七一 八	一二、 二九 五	八、 四〇 九

金子 洋一	金子 利次	梶山 喜光	梶山 好一	梶山 守	梶山 肇	岡崎 文雄	岡崎 博年	岡崎 茂	大野 幸久	大野 雄作
一 千六百三十六番地 埼玉県鴻巣市糠田	二千五百十番地 埼玉県鴻巣市糠田	四百十三番地 埼玉県鴻巣市郷地	一 二百六十八番地の 埼玉県鴻巣市郷地	三十五番地 埼玉県鴻巣市郷地	百五番地 埼玉県鴻巣市郷地	一 千四百七十番地の 埼玉県鴻巣市糠田	二千八百六番地 埼玉県鴻巣市糠田	千四百八十番地 埼玉県鴻巣市糠田	五百十一番地 埼玉県鴻巣市郷地	四百八十八番地 埼玉県鴻巣市郷地
筆 百二十五番ほか四 埼玉県鴻巣市糠田 字本田三ノ割千七	か四筆 三百五十三番一ほ 埼玉県鴻巣市糠田 字本田四ノ割二千	五筆 十三番一ほか二十 埼玉県鴻巣市郷地 字内新郷千五百六	十一番一ほか四筆 埼玉県鴻巣市郷地 字外新郷千七百九	番一ほか十一筆 埼玉県鴻巣市安養 寺字馬王千百十九	十六番一ほか六筆 埼玉県鴻巣市郷地 字内新郷千五百七	百九十九番 埼玉県鴻巣市糠田 字本田三ノ割二千	か八筆 七百四十四番一ほ 埼玉県鴻巣市糠田 字本田五ノ割二千	三筆 六百八十三番ほか 埼玉県鴻巣市糠田 字本田五ノ割二千	か二十筆 埼玉県鴻巣市郷地 字本戸六百一番ほ	番二ほか十四筆 埼玉県鴻巣市郷地 字三谷四百八十五
五、 五九〇	八、 八九一	二三、 一三〇	四、 八八六	八、 九三七	五、 九二二	二、 〇七九	七、 四四八	三、 四三〇	一六、 四八九	一二、 一九七

鯨井 敏夫	鯨井 新一	鯨井 喜美江	鯨井 英一	木村 光男	木村 政吉	木村 利夫	木村 哲男	川邊 康之	川崎 正雄	株式会社壽農園
埼玉県鴻巣市笠原 五百九十九番地二	埼玉県鴻巣市笠原 千百五番地	埼玉県鴻巣市笠原 千三百九十三番地	埼玉県鴻巣市笠原 千九百十九番地の 二	埼玉県鴻巣市郷地 二千六百七十八番 地七	埼玉県鴻巣市笠原 千六百四十四番地	埼玉県鴻巣市箕田 千三百五十四番地	埼玉県鴻巣市郷地 二千六百八十三番 地	埼玉県鴻巣市前砂 九百七十番地	埼玉県鴻巣市笠原 千九百四十五番地 三	埼玉県鴻巣市郷地 八百三十四番地
埼玉県鴻巣市笠原 字沖埜二百四十八 番一ほか四十二筆	埼玉県鴻巣市笠原 字沖埜三百十二番 ほか十六筆	埼玉県鴻巣市笠原 字五反田二千二百 二十七番ほか九筆	埼玉県鴻巣市笠原 字沖埜三百二十二 番ほか十一筆	埼玉県鴻巣市郷地 字小宮浦二千四百 七十七番一ほか十 筆	埼玉県鴻巣市笠原 字堂通六千六十番 ほか三筆	埼玉県鴻巣市小谷 字老耕地百九十五 番	埼玉県鴻巣市笠原 字内谷三千七百五 十六番一ほか三十 筆	埼玉県鴻巣市前砂 字中七百六番ほか 三筆	埼玉県鴻巣市笠原 字前新田千二百四 十三番一ほか三筆	埼玉県鴻巣市笠原 字前新田千三百三 番一ほか百二十一 筆
三五、〇五二	一二、六三二	五、八九三	九、八〇〇	七、〇一七	四、一一〇	二、一三〇	二六、八九二	六、九五三	一、七四五	八七、一一七

河野 功	小新井 正巳	桑原 利雄	黒沼 富夫	黒沼 昭征	黒巢 英一	栗原 芳江	栗原 幸男	鯨井 義克	鯨井 恭之	鯨井 文雄
埼玉県鴻巣市糠田 千四百七十五番地	埼玉県鴻巣市安養 寺四百五十四番地	埼玉県鴻巣市安養 寺四百二十九番地 の口	埼玉県鴻巣市安養 寺四百十九番地	埼玉県鴻巣市安養 寺百七十三番地一	埼玉県鴻巣市笠原 九百二十九番地	埼玉県鴻巣市笠原 二千七百十四番地	埼玉県鴻巣市笠原 二千六百三十二番 地	埼玉県鴻巣市笠原 千百九十一番地	埼玉県鴻巣市笠原 千三百九十三番地	埼玉県鴻巣市笠原 千七百七十六番地一
埼玉県鴻巣市糠田 字本田老ノ割千六 百七十二番ほか十 四筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字大柳七百六番 一ほか十一筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦五百十四 番ほか一筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦五百十九 番ほか十筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦四百六十 四番一ほか十四筆	埼玉県鴻巣市笠原 字水押百四十二番 一ほか七筆	埼玉県鴻巣市笠原 字下根二千七百十 二番一ほか十筆	埼玉県鴻巣市笠原 字株柳三千二百二 十一番三ほか二筆	埼玉県鴻巣市笠原 字中斉千七十五番 一ほか六筆	埼玉県鴻巣市笠原 字五反田二千十七 番一ほか一筆	埼玉県鴻巣市笠原 字二貫野前千二十 一番ほか十三筆
一九、 三九〇	七、 三四七	六六七	八、 三六七	八、 一五九	五、 九五八	六、 八七〇	二、 四一五	四、 二八九	一、 九四六	一一、 二〇五

小林 洋一	小林 貞夫	小林 和夫	小杉 雄一	木暮 務	河野 廣	河野 智也	河野 國一	河野 千之	河野 勇	河野 功
埼玉県鴻巣市明用 三百七十五番地	埼玉県鴻巣市笠原 八百十一番地二	埼玉県鴻巣市笠原 八百九番地	埼玉県鴻巣市安養 寺百五十五番地五	埼玉県鴻巣市赤城 十六番地	埼玉県鴻巣市糠田 千九百六十番地一	埼玉県鴻巣市上会 下五百四十番地	埼玉県鴻巣市糠田 千六百四十一番地 二	埼玉県鴻巣市糠田 二千八百十五番地 一	埼玉県鴻巣市糠田 千七百七十二番地 一	埼玉県鴻巣市糠田 千五百三十五番地 の一
埼玉県鴻巣市小谷 字三耕地千九百三 十五番ほか五十八 筆	埼玉県鴻巣市笠原 字水押七十六番ほ か九筆	埼玉県鴻巣市笠原 字水押百五十五番 ほか七筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字白幡百四十六 番一ほか五筆	埼玉県鴻巣市赤城 字下千二百九十二 番一ほか十四筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田式ノ割千八 百四番ほか四筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田老ノ割千六 百九十八番ほか九 筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田式ノ割千七 百四十番ほか八筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田五ノ割二千 七百七番ほか五筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田式ノ割千八 百三番一ほか五筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田五ノ割二千 七百十七番
七四、三八七	七、四〇〇	五、四二四	三、一七六	一三、五八二	二、九一〇	九、二六六	一一、五七四	五、四五八	二、九八四	一、五四三

島田 一男	篠崎 誠	笹本 文雄	笹本 久雄	笹本 繁雄	酒巻 英雄	坂野上 文雄	齋藤 進一	齋藤 健一	小谷野 照雄	小谷野 和也
埼玉県鴻巣市滝馬 室八百四十九番地	埼玉県鴻巣市三ツ 木二十七番地一	埼玉県鴻巣市笠原 二千九百七十二番 地	埼玉県鴻巣市笠原 二千九百二十一番 地二	埼玉県鴻巣市笠原 二千九百三十一番 地二	埼玉県鴻巣市笠原 千三百五十八番地	埼玉県鴻巣市天神 一丁目九番二十二 号	埼玉県鴻巣市郷地 千九十九番地	埼玉県鴻巣市郷地 二千六百六十四番 地	埼玉県鴻巣市笠原 二千七百七十番地	埼玉県鴻巣市笠原 千八百七十二番地
埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦四百七十 五番一ほか百四十 四筆	埼玉県鴻巣市笠原 字沖埜三百八番ほ か六筆	埼玉県鴻巣市笠原 字沖埜三百二十三 番一ほか十二筆	埼玉県鴻巣市笠原 字社口千八百五十 一番ほか二十筆	埼玉県鴻巣市笠原 字社口千八百六十 一番一ほか十筆	埼玉県鴻巣市笠原 字五反田二千四十 五番一ほか四筆	埼玉県鴻巣市郷地 字内新郷千五百二 十四番二ほか一筆	埼玉県鴻巣市笠原 字沼向七百七十八 番一	埼玉県鴻巣市笠原 字堂通六千三十番 ほか十七筆	埼玉県鴻巣市笠原 字下根二千六百九 十九番三ほか三十 二筆	埼玉県鴻巣市笠原 字前新田千六百二 十八番二ほか五筆
一一四、二二五	七、七五六	一〇、七二一	一二、六八四	九、六三八	四、三〇三	一、四七七	九六一	一四、一三七	二五、〇一七	二、九一五

鈴木 幸雄	鈴木 弘治	鈴木 秀利	鈴木 常夫	鈴木 正	鈴木 武雄	鈴木 少一	杉山 久夫	清水 新一	清水 潔	島田 豊
埼玉県鴻巣市郷地 二千六百五十一番 地	埼玉県鴻巣市郷地 二千六百三十六番 地一	埼玉県鴻巣市笠原 六百九番地一	埼玉県鴻巣市郷地 二千六百六十二番 地	埼玉県鴻巣市栄町 一番地三十三号	埼玉県鴻巣市郷地 二千六百五十番地 の一	埼玉県鴻巣市北根 百七十一番地	埼玉県鴻巣市安養 寺百九番地	埼玉県鴻巣市郷地 千八百八十八番地	埼玉県鴻巣市郷地 八百七十四番地	埼玉県鴻巣市滝馬 室千五十四番地
埼玉県鴻巣市郷地 字小宮浦二千四百 六十九番ほか七筆	埼玉県鴻巣市笠原 字堂通六千九番ほ か十八筆	埼玉県鴻巣市笠原 字沖埜二百五十六 番一ほか十五筆	埼玉県鴻巣市郷地 字中谷二千百五十 二番一ほか四筆	埼玉県鴻巣市笠原 字下手千七百六番 一	埼玉県鴻巣市笠原 字上手二千百三十 七番二ほか二十四 筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根百六十六番 ほか三筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字割府九百七十 七番	埼玉県鴻巣市郷地 字本戸六百二十五 番一ほか八筆	埼玉県鴻巣市郷地 字長海塚千六十七 番	埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦四百六十 六番一ほか五百二 十筆
八、七一九	一六、五三三	九、六四三	二、九〇九	九七七	一六、七二四	三、二三一	六七四	七、八一六	九九一	四一五、二九六

竹村 公美	竹村 誠一	竹村 庄八	竹村 榮一	武井 美津夫	武井 正夫	高橋 保雄	高橋 恒男	高橋 一雄	醍醐 福一	須永 俊男
埼玉県鴻巣市郷地 十六番地	埼玉県鴻巣市郷地 十二番地	埼玉県鴻巣市郷地 十九番地一	埼玉県鴻巣市郷地 二十九番地	埼玉県鴻巣市糠田 千四百十二番地	埼玉県鴻巣市糠田 千四百二十三番地 の一	埼玉県鴻巣市笠原 二千四百三十六番 地	埼玉県鴻巣市糠田 二千五百三十八番 地の一	埼玉県鴻巣市笠原 千九百四十三番地 一	埼玉県鴻巣市笠原 九百五十六番地一	埼玉県鴻巣市前砂 六百六十番地
埼玉県鴻巣市安養 寺字馬王千百三十 四番一ほか十一筆	埼玉県鴻巣市郷地 字さがへと百九十 六番一ほか五筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字割府千三十九 番一ほか三筆	埼玉県鴻巣市郷地 字長樋下千七百七 十八番一ほか三筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田三ノ割二千 二十四番ほか二筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田老ノ割千六 百七十九番ほか二 十六筆	埼玉県鴻巣市笠原 字太田切三千四百 十四番一ほか四筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田三ノ割二千 百六十八番一ほか 一筆	埼玉県鴻巣市笠原 字下手千七百九十 一番一ほか十六筆	埼玉県鴻巣市笠原 字水押六十三番一 ほか五筆	埼玉県鴻巣市前砂 字宮脇四百九十六 番ほか四筆
九、 九九四	四、 二六八	三、 九四〇	二、 八四二	五、 八一五	二四、 四九一	七、 〇七四	四七九	一一、 四三二	四、 九九四	七、 二三五

戸ヶ崎 忠男	戸ヶ崎 榮	常見 豊	田沼 光江	田沼 文男	田沼 茂	田沼 貞雄	田沼 佐久江	田沼 康久	田中 光吉	田島 清
埼玉県鴻巣市郷地 八百九十七番地	埼玉県鴻巣市郷地 二千五百二十五番 地	埼玉県鴻巣市安養 寺三百五十二番地 一	埼玉県鴻巣市笠原 二千四百八十番地 一	埼玉県鴻巣市笠原 千四百二番地	埼玉県鴻巣市笠原 七百二十二番地三	埼玉県鴻巣市安養 寺四百番地一	埼玉県鴻巣市安養 寺四百三番地	埼玉県鴻巣市安養 寺四百三番地三	埼玉県鴻巣市安養 寺三百五十番地一	埼玉県鴻巣市糠田 千五百十三番地一
埼玉県鴻巣市笠原 字沼向七百六十五 番一ほか十五筆	埼玉県鴻巣市郷地 字長海塚千二百十 一番一ほか十四筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦五百二十 八番ほか七筆	埼玉県鴻巣市笠原 字太田切三千四百 六十四番ほか五筆	埼玉県鴻巣市笠原 字五反田二千十三 番一ほか十四筆	埼玉県鴻巣市笠原 字沖埜二百八十一 番一ほか十五筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦五百九十 六番ほか三筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦四百六十 九番一ほか六筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦六百七十 一番ほか一筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦四百七十 三番一ほか二十九 筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田式ノ割千七 百二十九番ほか二 十五筆
一二、六一三	九、三五九	六、四八一	一、六三〇	一二、三二五	一〇、三〇五	二、三六七	三、六九〇	七三二	一八、一四〇	二三、四八三

長島 繁	長島 榮	長島 榮	長島 英一	中島 正雄	中島 健一	利根川 和雄	戸田 新一	戸田 榮	戸ヶ崎 森	戸ヶ崎 長松
埼玉県鴻巣市糠田 千八百六十三番地 の一	埼玉県鴻巣市笠原 二千五百八番地	埼玉県鴻巣市安養 寺百八十五番地	埼玉県鴻巣市安養 寺三百三十九番地	埼玉県鴻巣市滝馬 室七百十六番地	埼玉県鴻巣市笠原 二千九百八十二番 地三	埼玉県鴻巣市笠原 二千五番地一	埼玉県鴻巣市笠原 千七十九番地	埼玉県鴻巣市笠原 千四十九番地	埼玉県鴻巣市郷地 七百七十八番地二	埼玉県鴻巣市郷地 八百九十八番地一
埼玉県鴻巣市糠田 字本田式ノ割千八 百七十六番	埼玉県鴻巣市笠原 字下手千七百六十 番一ほか二十五筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字大柳七百五十 四番一ほか三筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦五百十六 番ほか五筆	埼玉県鴻巣市笠原 字五反田二千二百 八番ほか三筆	埼玉県鴻巣市笠原 字沖埜二百三十二 番一ほか二十六筆	埼玉県鴻巣市笠原 字五反田二千二十 五番一ほか七筆	埼玉県鴻巣市笠原 字沖埜字三百十五 番ほか九筆	埼玉県鴻巣市笠原 字二貫野五百二十 七番一ほか四筆	埼玉県鴻巣市郷地 字下郷地六百九十 七番一ほか二十一 筆	埼玉県鴻巣市笠原 字沼向七百七十五 番一ほか三十七筆
七一〇	二四、〇七四	三、八八五	三、〇二九	三、九六四	一七、九五〇	七、一七〇	八、七三五	四、八六二	一五、四六六	二八、七四五

中根 忠夫	中根 新一	中根 正三	中根 幸一	中根 和政	中根 千江	中根 栄良	中谷 日出夫	中谷 和江	長島 光子	長島 輝子
埼玉県鴻巣市郷地 二十二番地	埼玉県鴻巣市郷地 二百八十一番地	埼玉県鴻巣市笠原 二千二百二十四番地	埼玉県鴻巣市安養 寺五十三番地	埼玉県鴻巣市郷地 千百六番地二	埼玉県鴻巣市郷地 三百一番地九	埼玉県鴻巣市郷地 八百二十番地	埼玉県鴻巣市笠原 四千二百五十三番 地	埼玉県鴻巣市笠原 二千五百二十九番 地	埼玉県鴻巣市笠原 二千九百九十五番 地	埼玉県鴻巣市笠原 二千七百七十九番 地
埼玉県鴻巣市安養 寺字割府千二十番 一ほか二十三筆	埼玉県鴻巣市郷地 字さがへと二百五 十一番ほか十五筆	埼玉県鴻巣市笠原 字堂通六千六十三 番ほか四筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字砂場五十五番 四ほか十五筆	埼玉県鴻巣市郷地 字長海塚千百二十 五番一ほか九筆	埼玉県鴻巣市郷地 字内新郷千六百六 十二番一ほか五筆	埼玉県鴻巣市郷地 字長海塚千九十番 ほか九筆	埼玉県鴻巣市笠原 字下手千七百九十 六番一ほか三十八 筆	埼玉県鴻巣市笠原 字内谷三千六百十 二番	埼玉県鴻巣市笠原 字沖埜二百十四番 一ほか四十六筆	埼玉県鴻巣市笠原 字太田切三千四百 五十一番一ほか九 筆
一七、〇五七	一三、四二〇	八、〇三五	一二、六九七	七、一一九	三、六四四	八、四九三	一七、九一四	九九一	三二、八九三	七、九五二

沼田 英一	成塚 光男	中山 正	中山 武夫	中谷 行夫	中村 三惠博	中村 敬治	中根 林造	中根 久男	中根 敏夫	中根 照子
埼玉県鴻巣市郷地 七百四十六番地	埼玉県鴻巣市糠田 二千九百五十番地 の一	埼玉県鴻巣市糠田 千三百九十八番地	埼玉県鴻巣市糠田 二千三百二十五番 地一	埼玉県鴻巣市笠原 二千五百二十九番 地	埼玉県鴻巣市安養 寺三百十二番地の 一	埼玉県鴻巣市安養 寺四十四番地	埼玉県鴻巣市郷地 三百一番地	埼玉県鴻巣市郷地 二百七十八番地	埼玉県鴻巣市郷地 七百四十番地	埼玉県鴻巣市郷地 千二十六番地一
埼玉県鴻巣市郷地 字長海塚九百九十 九番一ほか十三筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田五ノ割二千 七百五十一番ほか 二筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田三ノ割二千 二百五十四番一	埼玉県鴻巣市小谷 字耆耕地百三十八 番一ほか七筆	埼玉県鴻巣市笠原 字前新田千二百八 十五番一ほか十五 筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦四百七十 六番一ほか九筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字白幡百二十九 番ほか二十四筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字馬王千百六十 六番一ほか十筆	埼玉県鴻巣市郷地 字内新郷千六百三 十六番一ほか二十 二筆	埼玉県鴻巣市郷地 字本戸六百五十七 番一ほか八筆	埼玉県鴻巣市郷地 字主計屋敷千四百 三十四番一
一一、三三四	三、四〇二	二、二三二	五、八三五	一〇、三一〇	八、〇一三	一六、三一〇	一二、四九七	一八、〇七三	七、六四三	九七五

長谷川 忠雄	長谷川 茂雄	白田 孝	萩原 尚仁	萩原 章一	萩原 榮治	萩原 朝男	野崎 正樹	野崎 桂一	沼田 義正	沼田 勝彦
埼玉県鴻巣市前砂 六百六十八番地	埼玉県久喜市菖蒲 町小林三千四十二 番地の二	埼玉県鴻巣市糠田 二千四百五十四番 地	埼玉県久喜市菖蒲 町上栢間三千九十 三番地	埼玉県久喜市菖蒲 町上栢間四千百六 十八番地	埼玉県久喜市菖蒲 町上栢間四千百四 十六番地一	埼玉県久喜市菖蒲 町上栢間四千百三 十三番地	埼玉県鴻巣市安養 寺四百十八番地二	埼玉県久喜市菖蒲 町小林八千七百七 十九番地	埼玉県鴻巣市笠原 千九百五十八番地	埼玉県鴻巣市郷地 八百七十一番地
埼玉県鴻巣市前砂 字宮脇五百三番ほ か一筆	埼玉県鴻巣市笠原 字沖埜三百四番一 ほか四筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田四ノ割二千 三百五十三番三ほ か十六筆	埼玉県鴻巣市笠原 字水押八十八番ほ か二筆	埼玉県鴻巣市笠原 字水押百九番	埼玉県鴻巣市笠原 字水押六十番ほか 六筆	埼玉県鴻巣市笠原 字水押八十六番ほ か一筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦四百九十 九番ほか九筆	埼玉県鴻巣市笠原 字水押六十七番ほ か八筆	埼玉県鴻巣市笠原 字前新田千二百六 十六番一ほか二十 四筆	埼玉県鴻巣市郷地 字本戸六百五十番 二ほか十六筆
一、 八六一	二、 三五四	一八、 〇一八	一、 四三〇	一、 〇一一	六、 八五八	一、 九九三	四、 七七二	八、 一一〇	一八、 三九九	一二、 二四八

春山 弘	春山 武雄	春山 定一	春山 定雄	原口 由美子	原口 春雄	原口 敏忠	原口 武	原口 誠一	原口 賢一	羽鳥 秋乃
埼玉県鴻巣市笠原 二千九百十八番地	埼玉県鴻巣市笠原 千四百三十番地	埼玉県鴻巣市笠原 二千九百十六番地	埼玉県鴻巣市笠原 二千九百四十五番 地	埼玉県鴻巣市安養 寺二百四十一番地	埼玉県鴻巣市安養 寺三百十九番地	埼玉県鴻巣市安養 寺二百八番地	埼玉県鴻巣市安養 寺四百二十四番地	埼玉県鴻巣市安養 寺百十一番地	埼玉県鴻巣市安養 寺百十一番地	埼玉県鴻巣市前砂 七百八番地
埼玉県鴻巣市笠原 字沖埜三百二十一 番ほか十四筆	埼玉県鴻巣市笠原 字二貫野前九百七 十七番ほか三十一 筆	埼玉県鴻巣市笠原 字社口千八百四十 八番ほか十九筆	埼玉県鴻巣市笠原 字二貫野四百二十 八番一ほか十六筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字白幡百三十六 番一ほか四十七筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦五百番ほ か三十一筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦六百二十 五番一ほか二十一 筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦四百九十 八番ほか三十二筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦四百七十 七番一ほか三十一 筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字砂場九十二番 一ほか十三筆	埼玉県鴻巣市前砂 字頭殿九百五十番 一ほか二筆
一三、 六九〇	二一、 四四九	一四、 〇八五	一〇、 〇二七	三三、 五一九	二五、 五〇四	一〇、 五七五	二一、 四三〇	二一、 六九〇	八、 九六五	三、 七五〇

二俣 耕一	藤村 恭子	藤村 正彦	藤村 孝	藤井 廣一	福島 政則	福島 英夫	福島 源司	深井 重治	肥留川 浩	肥留川 宏一
埼玉県鴻巣市箕田 三千七百四番地	埼玉県鴻巣市笠原 二千八百十番地	埼玉県鴻巣市笠原 二千七百九十番地	埼玉県鴻巣市笠原 二千八百五十一番 地	埼玉県鴻巣市上谷 千五十八番地	埼玉県鴻巣市糠田 千二百四十五番地	埼玉県鴻巣市前砂 六百八十三番地	埼玉県鴻巣市糠田 千四百六十三番地	埼玉県鴻巣市郷地 九百五十三番地	埼玉県鴻巣市郷地 七百八十九番地	埼玉県鴻巣市郷地 二千六百十五番地
埼玉県鴻巣市糠田 字本田五ノ割二千 四百四十番ほか一 筆	埼玉県鴻巣市笠原 字前新田千二百六 十二番一ほか二筆	埼玉県鴻巣市笠原 字株柳三千二百八 十六番一ほか八筆	埼玉県鴻巣市笠原 字長田苗二千三百 四十五番一ほか十 筆	埼玉県鴻巣市郷地 字魔王千八百九十 四番一	埼玉県鴻巣市糠田 字本田三ノ割二千 二百二十三番ほか 二筆	埼玉県鴻巣市前砂 字中六百八十五番 ほか四筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田老ノ割千六 百六十三番ほか三 筆	埼玉県鴻巣市笠原 字沼向千百六十番 一ほか九筆	埼玉県鴻巣市郷地 字外新郷千七百九 十八番一ほか八筆	埼玉県鴻巣市郷地 字谷道上二千二百 五十三番ほか三十 筆
三、五九〇	二、二二四	六、三六一	一〇、六八二	八八五	三、三九一	九、〇四六	四、六八三	六、五一六	六、三三七	三五、八一二

宮澤 淳一	宮澤 京子	宮澤 刃太郎	宮澤 勇	三角 進	三角 和夫	松本 芳雄	松村 勉	松村 正一	松村 榮司	増田 幸子
埼玉県鴻巣市安養寺四百二十八番地	埼玉県鴻巣市安養寺四百二十八番地	埼玉県鴻巣市郷地二千六百二十二番地	埼玉県鴻巣市安養寺四十七番地	埼玉県鴻巣市糠田二千九百二十八番地二	埼玉県鴻巣市糠田二千八百八十七番地	埼玉県鴻巣市郷地百四十五番地	埼玉県鴻巣市上谷七百九十二番地二	埼玉県鴻巣市郷地七百九十五番地	埼玉県鴻巣市郷地九百十六番地	埼玉県鴻巣市郷地二千五百九十七番地
埼玉県鴻巣市安養寺宿浦四百八十五番一ほか二十二筆	埼玉県鴻巣市安養寺馬王千四百四十一番一	埼玉県鴻巣市笠原字堂通六千十五番ほか十四筆	埼玉県鴻巣市安養寺字大柳八百四十六番一ほか六筆	埼玉県鴻巣市糠田字本田三ノ割二千九百九十二番ほか二筆	埼玉県鴻巣市糠田字本田五ノ割二千六百五十番一ほか二筆	埼玉県鴻巣市安養寺字砂場九十三番一ほか七筆	埼玉県鴻巣市笠原字五反田二千二百二十九番	埼玉県鴻巣市郷地字柳内千三百九十一番ほか一筆	埼玉県鴻巣市郷地字本戸六百三十四番一ほか十五筆	埼玉県鴻巣市郷地字長海塚千四百四十五番二ほか三筆
一六、四三九	九七一	一一、四二五	五、三五五	四、四三〇	四、一八六	六、四一四	九九一	一、八五五	一〇、〇一六	二、一五三

村上 久夫	宮永 文雄	宮永 始	宮永 富雄	宮永 恒夫	宮永 忠雄	宮永 竹藏	宮澤 吉夫	宮澤 求	宮澤 春夫	宮澤 信夫
埼玉県鴻巣市笠原 二千八百六番地一	埼玉県鴻巣市郷地 二千五百一番地	埼玉県鴻巣市郷地 二千五百六十九番 地	埼玉県鴻巣市郷地 二千五百七十四番 地一	埼玉県鴻巣市郷地 千二百二十二番地	埼玉県鴻巣市郷地 二千五百八十六番 地	埼玉県鴻巣市郷地 二千五百一番地	埼玉県鴻巣市安養 寺三十番地	埼玉県鴻巣市笠原 二千七百七番地二一	埼玉県鴻巣市郷地 二千六百二十七番 地	埼玉県鴻巣市笠原 二千九十番地
埼玉県鴻巣市笠原 字下手二千五百六 十六番ほか十二筆	埼玉県鴻巣市郷地 字柳原千三百二番 ほか二十三筆	埼玉県鴻巣市郷地 字主計屋敷千四百 三十六番一ほか十 筆	埼玉県鴻巣市郷地 字長海塚千百五番 ほか二十四筆	埼玉県鴻巣市笠原 字前新田千三百番 一ほか十二筆	埼玉県鴻巣市笠原 字前新田千二百六 十三番一ほか一筆	埼玉県鴻巣市郷地 字中谷二千百十八 番一ほか二筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字白幡百三十四 番一ほか十六筆	埼玉県鴻巣市笠原 字下根二千七百六 番一ほか十九筆	埼玉県鴻巣市郷地 字小宮二千三百二 十一番ほか六筆	埼玉県鴻巣市笠原 字堂通六千二十二 番ほか六筆
九、二三〇	一五、五三一	六、八八六	一五、一〇八	二、二六九	一、九〇五	一、四四〇	一一、八五一	一四、〇八五	八、七〇二	五、九五六

渡邊 英一	渡邊 秋夫	陸田 知子	陸田 清	山本 今朝男	山崎 一雄	谷部 清	矢島 日出男	矢島 克美	森田 政幸	村田 健士
埼玉県鴻巣市糠田 二千三百二十六番 地の一	埼玉県鴻巣市糠田 二千三百四十番地	埼玉県鴻巣市糠田 二千五十三番地の一	埼玉県鴻巣市糠田 千五百七十八番地	埼玉県鴻巣市糠田 千六百六十八番地 一	埼玉県鴻巣市笠原 六百七十一番地の一	埼玉県行田市大字 野七百五十五番地 二	埼玉県鴻巣市糠田 二千九百五番地	埼玉県鴻巣市糠田 千五百十一番地の一	埼玉県鴻巣市笠原 二千五百七十五番 地	埼玉県鴻巣市箕田 三千六百八十一番 地
埼玉県鴻巣市糠田 字本田三ノ割二千 七十四番ほか一筆	埼玉県鴻巣市小谷 字老耕地百八十番 ほか二筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田式ノ割千八 百一番一ほか十五 筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田式ノ割千七 百十六番二ほか十 一筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田老ノ割千六 百九十番ほか五筆	埼玉県鴻巣市笠原 字沖埜三百十九番 ほか十一筆	埼玉県鴻巣市広田 字光安寺二千百十 五番一ほか三筆	埼玉県鴻巣市小谷 字老耕地百四十七 番ほか二筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田式ノ割千七 百四十二番ほか三 筆	埼玉県鴻巣市笠原 字前新田千二百六 十八番ほか三十二 筆	埼玉県鴻巣市市ノ 縄字中耕地二百二 十四番一
一、 四六三	五、 三九三	一二、 一〇一	一〇、 〇七四	四、 九二八	一〇、 二六一	二、 〇六二	五、 一八二	四、 九〇九	一八、 一一〇	四七 四

有限会社 ローザファーム モンテ	二松 正憲	芹澤 健	伊藤 貴大	株式会社 ファーム マイド	渡邊 秀行	渡邊 哲明	渡邊 信司	渡邊 新一	渡邊 繁	渡邊 喜久司
東京都武蔵野市中 町一丁目十七番三 号	埼玉県比企郡滑川 町の輪三丁目八 番地ニラ・ルミエ ル三百一	埼玉県さいたま市 西区飯田百十番地 五十二	埼玉県入間郡三芳 町大字藤久保九十 番地二十八	埼玉県深谷市血洗 島三百九十四番地	埼玉県鴻巣市糠田 二千三百四十六番 地の一	埼玉県鴻巣市笠原 二千八百四十八番 地一	埼玉県鴻巣市安養 寺三百九十七番地	埼玉県鴻巣市笠原 千六百二十八番地 四	埼玉県鴻巣市糠田 二千三百二十番地 一	埼玉県鴻巣市糠田 二千四十八番地
埼玉県南埼玉郡宮 代町大字須賀字前 田五百七十四番一 ほか四十一筆	埼玉県比企郡川島 町大字正直字山王 町百三十一番一ほ か一筆	埼玉県比企郡川島 町大字下貉字一丁 田二百番一ほか一 筆	埼玉県比企郡川島 町大字出丸中郷字 新田千六百三番一 ほか七筆	埼玉県深谷市江原 字東豆柄九百四十 八番一	埼玉県鴻巣市糠田 字本田三ノ割二千 二十二番一ほか六 筆	埼玉県鴻巣市笠原 字長田苗二千三百 三十九番一ほか十 七筆	埼玉県鴻巣市安養 寺字宿浦五百六番 一ほか十六筆	埼玉県鴻巣市笠原 字前新田千百七十 六番二ほか十四筆	埼玉県鴻巣市糠田 字本田四ノ割二千 三百十四番ほか三 筆	埼玉県鴻巣市小谷 字耆耕地百八十三 番ほか七筆
二二、一九二	九七三	一、九二八	三、七四五	一、四三五	九、九四六	一六、三一七	一二、三一九	九、七七八	六、六二一	七、八二四

福島 修	ひびきの農産株 式会社	根岸 利成	長滝 岳	中島 雄司	中兼 俊徳	田村 勝	清水 和彦	上山 勇	市川 和男	安齋 宗祐
埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣三百八 十番地一	埼玉県本庄市早稲 田の杜一丁目十四 番一号	埼玉県児玉郡美里 町大字沼上七百四 番地	埼玉県児玉郡美里 町大字沼上二百一 番地	埼玉県児玉郡美里 町大字白石千百九 十八番地	埼玉県児玉郡美里 町大字広木千四百 四十七番地	埼玉県児玉郡美里 町大字広木百五十 七番地一	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣千七百 六十八番地	埼玉県児玉郡美里 町大字北十条六百 五十三番地	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣五百三 十三番地	埼玉県児玉郡美里 町大字沼上三百十 三番地
埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字南和 田千四十五番ほか 二筆	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字和田 前千四番一ほか六 十一筆	埼玉県児玉郡美里 町大字沼上字宮上 二十五番一ほか十 七筆	埼玉県児玉郡美里 町大字沼上字田中 七百六十六番ほか 三筆	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字和田 前九百六十五番ほ か三筆	埼玉県児玉郡美里 町大字広木字桜町 三百五番	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字和田 前千四番一ほか三 筆	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字和田 前九百七十六番ほ か八十七筆	埼玉県児玉郡美里 町大字沼上字下四 条島九百八十六番 一ほか一筆	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字南和 田千五十番ほか四 筆	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字向田 千七百九十一番ほ か二十一筆
三、 〇一七	八九、 一二六	二二、 〇七六	七、 八六五	四、 三七五	二、 二二四	八、 六〇三	一〇七、 八八二	二、 四五〇	五、 五五五	三二、 二三〇

小林 忠男	小林 加代子	川浦 喜一	株式会社関東地 区昔がえりの会	金井 武司	入 文隆	飯塚 剛	飯島 憲一	安藤 秀男	逸見 徳彦	逸見 義一
埼玉県児玉郡上里 町大字堤五百三十 二番地一	埼玉県児玉郡上里 町大字堤四百六十 二番地六	埼玉県児玉郡上里 町大字五明六百二 十番地三	埼玉県児玉郡上里 町大字勅使河原七 百十七番地	埼玉県児玉郡上里 町大字五明七百三 十二番地一	埼玉県児玉郡上里 町大字五明七百六 十八番地	埼玉県児玉郡上里 町大字五明五百六 十六番地	埼玉県児玉郡上里 町大字堤四十五番 地二	埼玉県児玉郡上里 町大字五明五百三 十五番地	埼玉県児玉郡美里 町大字沼上二百七 十四番地一	埼玉県児玉郡美里 町大字沼上五百九 番地
埼玉県児玉郡上里 町大字堤字岡西五 百二十八番	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字清水田 百三十四番一ほか 二筆	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字原田 三百二十九番一	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字寺西百 十九番ほか四筆	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字屋敷 二百七十三番一ほ か十八筆	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀字屋敷 二百六十五番一ほ か二十三筆	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字水引 塚六番ほか一筆	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字田中西 六十九番ほか六筆	埼玉県児玉郡上里 町大字長浜字水窪 九百七十五番	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字向田 千八百五番ほか五 十四筆	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字向田 千八百六番ほか百 九十二筆
二、三二八	五、二一六	二、四六八	一四、〇一二	三五、八七七	四一、三八九	三、〇七六	九、六〇六	八四四	七五、八四九	二八九、三〇九

戸矢 文夫	戸矢 博之	戸矢 隆光	戸谷 壽一	戸矢 建作	戸矢 活夫	立石 昭彦	関根 政則	杉山 春代	須賀 利治	清水 保
埼玉県児玉郡上里 町大字堤四十七番 地二	埼玉県児玉郡上里 町大字堤六十二番 地一	埼玉県児玉郡上里 町大字藤木戸四百 一番地二	埼玉県児玉郡上里 町大字堤六百三十 八番地一	埼玉県児玉郡上里 町大字堤三百四十 九番地	埼玉県児玉郡上里 町大字藤木戸百九 十八番地	埼玉県児玉郡上里 町大字三町六百六 十九番地三	埼玉県児玉郡上里 町大字三町五百七 十八番地四	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀二百二 番地一	埼玉県児玉郡上里 町大字金久保千八 百十二番地一	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀八百六 十三番地
埼玉県児玉郡上里 町大字堤字田中西 九十三番ほか二筆	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字田中西 五十九番四ほか六 筆	埼玉県児玉郡上里 町大字藤木戸字沖 二百五十一番ほか 九筆	埼玉県児玉郡上里 町大字藤木戸字地 蔵木三百八十番	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字岡西五 百二番二ほか一筆	埼玉県児玉郡上里 町大字藤木戸字沖 二百十八番ほか一 筆	埼玉県児玉郡上里 町大字藤木戸字日 月四百二十九番	埼玉県児玉郡上里 町大字三町字諏訪 裏七百七番二ほか 一筆	埼玉県児玉郡上里 町大字藤木戸字地 蔵木三百四十四番	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字田中西 七十七番ほか四筆	埼玉県児玉郡上里 町大字藤木戸字地 蔵木三百四十一番 ほか二筆
一〇、五九〇	一〇、二八一	二一、〇九九	一、四八一	一、二八五	七、九六六	一、四七三	六、七八〇	二、〇一三	一〇、一〇六	四、五三六

矢島 正和	松本 勝房	松崎 孝吉	保延 辰夫	ひびきの農産株 式会社	橋本 善夫	萩原 繁	西川 和志	中村 陽二	中嶋 文哲	戸矢 光男
埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀四百二 十番地	埼玉県児玉郡上里 町大字藤木戸五百 五十五番地	埼玉県児玉郡上里 町大字金久保千八 百十六番地	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木千二 百八十三番地一	埼玉県本庄市早稲 田の杜一丁目十四 番一号	埼玉県児玉郡上里 町大字藤木戸二百 六十九番地	埼玉県児玉郡上里 町大字藤木戸六百 四十三番地一	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木六百 三十九番地六	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木三千 六百六十四番地四	埼玉県児玉郡上里 町大字神保原町三 百八十六番地四	埼玉県児玉郡上里 町大字三町八百番 地一
埼玉県児玉郡上里 町大字藤木戸字沖 東三百三十四番	埼玉県児玉郡上里 町大字藤木戸字並 木東五百三十二番 一ほか五筆	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字石倉四 百三十六番	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字樋越百 四十四番	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字水引 塚三番ほか六十一 筆	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字水引 塚七番ほか十八筆	埼玉県児玉郡上里 町大字長浜字水窪 九百七十四番ほか 二筆	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字田中東 五百六十八番一	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字寺西百 二十番ほか二筆	埼玉県児玉郡上里 の大字藤木戸字並 木東四百六十七番	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字田中後 五百四十七番
二、〇七四	一一、〇六三	三、〇四二	二、二三八	一二六、三三八	四五、七二〇	四、一九三	九七三	六、一一五	三九七	三、八〇二

二 認可年月日

平成二十九年十一月二十九日

渡邊 良樹	横堀 孝
埼玉県児玉郡上里 町大字藤木戸四百 十四番地二	埼玉県児玉郡上里 町大字五明二十五 番地一
埼玉県児玉郡上里 町大字藤木戸字八 幡塚四百十三番一 ほか二筆	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字水引 塚三番ほか五筆
九、 一三五	六、 五九五

告 示

埼玉県告示第千二百七十三号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、保安林の皆伐による立木の伐採につき、平成二十九年度において新たに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

単 位 区 域	範 囲	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)
入 間 地 区	飯能市、日高市、入間郡越生町、 毛呂山町	水源かん養保安林	135.58
		土砂流出防備保安林	101.11
		干害防備保安林	6.54
		保健保安林	8.54
西 部 地 区	入間市大字新光	防風保安林	0.08
武 蔵 地 区	入間市大字木蓮寺・大字寺竹	防風保安林	0.26
毛 呂 山 地 区	入間郡毛呂山町	防風保安林	0.10
新 郷 地 区	所沢市大字新郷	防風保安林	0.48
狭 山 地 区	狭山市	防風保安林	0.22
鶴ヶ島地区	鶴ヶ島市	防風保安林	0.12
菅 谷 地 区	比企郡嵐山町、ときがわ町、鳩 山町	防風保安林	0.50
寄 居 地 区	熊谷市、深谷市、大里郡寄居町	防風保安林	0.55
利 根 川	本庄市、児玉郡神川町、美里町	水源かん養保安林	48.64
		土砂流出防備保安林	23.78
		干害防備保安林	0.66
荒 川 下 流	深谷市、比企郡嵐山町、小川町、 ときがわ町、秩父郡東秩父村、 大里郡寄居町	土砂流出防備保安林	49.16
		干害防備保安林	3.48
赤 平 地 区	秩父市吉田石間・吉田阿熊・吉 田太田部・上吉田・下吉田・吉 田久長、秩父郡長瀬町、皆野町、 小鹿野町	水源かん養保安林	58.81
		土砂流出防備保安林	227.44
		干害防備保安林	5.74
		保健保安林	0.12

荒川	秩父市黒谷・栃谷・大野原・定峰・山田・小柱・太田・伊古田・品沢・大宮・久那・別所・寺尾・蒔田・田村・上影森・下影森・浦山・日野田町・野坂町・熊木町・荒川贅川・荒川白久・荒川日野・荒川上田野・荒川久那・荒川小野原・大滝・三峰・中津川、秩父郡横瀬町	水源かん養保安林	1,994.62
		土砂流出防備保安林	79.87
		干害防備保安林	40.76
		保健保安林	25.76
秩父地区	秩父市中津川、秩父郡小鹿野町	保健保安林	362.14
計			3,175.06

告 示

埼玉県告示第千二百七十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台九九の一から九九の三まで

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

道路用地及び公共施設用地とするため

告 示

埼玉県告示第千二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業熊谷中央地区（区画整理事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十九年十二月一日から

平成三十年一月四日まで

二 縦覧場所

熊谷市役所妻沼行政センター

告 示

埼玉県告示第千二百七十六号

測量計画機関である杉戸町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

杉戸町

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影）

三 作業地域

杉戸町全域

四 作業期間

平成二十九年十二月二十五日から平成三十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百七十七号

測量計画機関である東京都から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東京都

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影・都市計画基図作成（修正））

三 作業地域

三郷市、八潮市、草加市、川口市、戸田市、和光市、朝霞市、新座市

四 作業期間

平成二十九年十一月二十日から平成三十二年十月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百七十八号

測量計画機関である松伏町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

松伏町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）

三 作業地域

松伏町全域

四 作業期間

平成二十九年十月二十七日から平成三十年三月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第千二百七十九号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

白岡市全域

四 作業期間

平成二十九年十一月十六日から平成三十年二月二十八日まで

告示

埼玉県告示第千二百八十号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

吉川市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影）

三 作業地域

吉川市全域

四 作業期間

平成二十九年十月二日から平成三十年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第千二百八十一号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業地域

川口市全域

四 作業期間

平成二十九年十月二十五日から平成三十年三月十六日まで

告 示

埼玉県告示第千二百八十二号

測量計画機関である八潮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

八潮市全域

四 作業期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第千二百八十三号

測量計画機関である行田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

行田市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

行田市全域

四 作業期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百八十四号

測量計画機関である国土交通省北首都国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省北首都国道事務所

二 作業種類

基準点設置（一般国道四六八号（首都圏中央連絡自動車道））

三 作業地域

久喜市西、白岡市高岩、南埼玉郡宮代町地先

四 作業期間

平成二十九年十二月五日から平成三十年三月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千二百八十五号

測量計画機関である草加市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

草加市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影）

三 作業地域

草加市全域

四 作業期間

平成二十九年十一月十七日から平成三十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百八十六号

測量計画機関である鴻巣市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

鴻巣市

二 作業種類

公共測量（一級基準点測量、基準点座標補正）

三 作業地域

鴻巣市全域

四 作業期間

平成二十九年十一月二十一日から平成三十年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千二百八十七号

測量計画機関である埼玉県大里農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県大里農林振興センター

二 作業種類

公共測量（地区界測量 土地改良事業（ほ場整備）池上地区）

三 作業地域

熊谷市池上、上之及び行田市小敷田地内

四 作業期間

平成二十九年十一月二十四日から平成三十年三月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千二百八十八号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

入間市全域

四 作業期間

平成二十九年十一月二日から平成三十年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第千二百八十九号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」整備業務）

二 作業地域

さいたま市、川口市、本庄市、狭山市、朝霞市、和光市、新座市、蓮田市、ふじみ野市

三 作業期間

平成二十九年十一月十三日から平成三十年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第千二百九十号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（航空レーザ測量による五メートルメッシュ精密標高データ作成）

二 作業地域

朝霞市、和光市、新座市

三 作業期間

平成二十九年十二月六日から平成三十年三月七日まで

告 示

埼玉県告示第千二百九十一号

さいたま市からさいたま都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百九十二号

さいたま市からさいたま都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百九十三号

さいたま市からさいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百九十四号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年七月十四日

指令越建セ第二九〇〇七〇号

二 検査済証番号

平成二十九年十一月二十四日

越建セ第二七〇一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東三百六十番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目四番三十四号 マ・メゾン一〇二号

高橋 直樹

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年九月二十八日

指令越建セ第二七〇〇二八三号

二 検査済証番号

平成二十九年十一月二十九日

越建セ第二七一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮百四番五、百四番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県幸手市大字上高野二千七百五十五番地一―四〇九号 チサンマンション
幸手
島村 和也

告示

埼玉県病院事業告示第二十八号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成二十九年十二月六日から施行する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

表診療及び検査の項第五号の項に次のように加える

肺ドックの料金	一回につき 二七、〇〇〇円
オプシヨン一（血液検査一般）	六、四〇〇円
オプシヨン二（腫瘍マーカー）	六、四〇〇円

告 示

埼玉県病院事業告示第二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量
灯油 JIS 1号 97,300リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
 - (2)埼玉県立がんセンター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 780 番地
 - (3)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日
平成 29 年 10 月 11 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社イハシ
埼玉県越谷市流通団地 1 丁目 1 番 2 号
- 5 落札金額
52.056 円 (1 リットル当たり単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 29 年 9 月 29 日

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県荒川左岸南部流域下水道三崎中継ポンプ場ほか17施設で使用する電気
予定使用電力量8,089,590キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成30年3月1日（木）から平成31年2月28日（木）まで

(4) 需要場所

埼玉県荒川左岸南部流域下水道三崎中継ポンプ場ほか17施設

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 入札説明書の様式2の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (8) 契約の締結日に関わらず、平成27年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国又は地方公共団体との契約により、1年間に5,700,000キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目13番3号
埼玉県下水道局下水道事業課 計画・管理・エネルギー担当
電話番号：048-830-5448 FAX：048-830-4884

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

平成30年1月9日（火）午前9時から平成30年1月11日（木）午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

平成30年1月9日（火）午前9時から平成30年1月11日（木）午後3時まで

なお、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年3月31日流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第171条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第153条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年12月8日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に書留郵便にて郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第176条又は埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成22年3月31日流域下水道事業管理規程第3号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第173条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年12月5日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書(案)による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Electricity for the Pump Station Connecting Misaki and Arakawa Sagan Nanbu District Sewage Lines and 17 Other Facilities. (Estimated Power Usage of 8, 089, 590 Kilowatt Hours)

(2) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System:

From 9 a.m. on January 9, 2018 (Tuesday) until 5 p.m. on January 11, 2018 (Thursday)

(3) Submission Period for Bids in Person or by Registered Mail:

From 9 a.m. on January 9, 2018 (Tuesday) until 3 p.m. on January 11, 2018 (Thursday)

(4) Contact Information

Planning, Management, and Energy Group

Sewage Works Division

Public Sewage Works Bureau

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-13-3, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

TEL: 048-830-5448 FAX: 048-830-4884

正 誤

埼玉県告示第八百九十四号（平成二十七年七月三十一日第二千七百十八号）中訂

正

ページ 表中 行
四 名称、開設者 前から十一

誤

おあい糸訪問 看護ステーション	非特定営利活動法 人 あおい糸	富士見市羽沢二― 五―四八 ケアメゾ ンUD一〇〇号室	平成二十七年 七月一日
--------------------	-----------------------	-----------------------------------	----------------

正

あおい糸訪問 看護ステーション	特定非営利活動法 人 あおい糸	富士見市羽沢二― 五―四八 ケアメゾ ンUD一〇〇号室	平成二十七年 七月一日
--------------------	-----------------------	-----------------------------------	----------------